

KENSHIN DISCLOSURE
けんしんNOW
2015



富山県信用組合



地域社会と共に発展し豊かな地域社会づくりに奉仕していく
「こころ」を忘れず「お客さまとの心のふれあい」を
もっとも大切にいたします

富山県信用組合の概要

本部所在地	〒939-1371 砺波市栄町5番26号
	TEL 0763-33-3351
本店所在地	〒930-8681 富山市大手町3番5号
	TEL 076-421-5541
創業	昭和26年
預金残高	1,159億円
貸出金残高	470億円
出資金	12億8千万円
組合員数	24,129人
常勤役職員数	139人
店舗数	15店舗

(平成27年3月31日現在)

目次

ごあいさつ	2
経営理念・平成26年度事業概要	3
地域社会への貢献	6
コンプライアンス・リスク管理態勢	13
総代会制度について・組織	17
店舗一覧、ATM	21
営業のご案内	23
資料編	
経営の状況	27
自己資本比率規制	35

ごあいさつ



皆さまには、平素より富山県信用組合に格別のご愛顧を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本年も、当組合の経営方針や最近の業績などについて、皆さまにご理解を深めていただくために「けんしんNOW 2015」を作成いたしました。

当組合は昭和26年の創業以来、地域の協同組織金融機関として、組合員の皆さまの繁栄と地域社会の発展に貢献するため、絶えず変化する環境や多様化する皆さまのニーズに柔軟に対応してまいりました。

昨年度のわが国経済を振り返りますと、雇用・所得環境の改善傾向が続く中で、各種政策の効果もあり、景気は緩やかな回復基調となりましたが、4月の消費税引き上げ後の反動や夏場の天候不順等の影響などで、2四半期連続してマイナス成長となりました。その後は、個人消費の回復や企業の投資意欲が底堅いことから、民需を中心に景気は緩やかな回復軌道に戻ってきています。

しかしながら、地方経済にはその効果が十分に及んでいないのが実情であり、特に小規模事業者は、円安に伴う原材料費の高騰により収益悪化の懸念もあり、依然として景気回復を実感するに至っていない状況であります。これに対し、当組合では取引先企業の経営支援をこれまで以上に積極的に取り組んでいくため、6月に重点支援プロジェクトを立ち上げ、経営改善支援、事業再生支援に努めるとともに、総代等懇談会を開催するなど、これまで以上にお客様のニーズの把握に努めているところであります。

このような状況の中、当組合は、第3次中期経営計画に基づき収益体質の改善や狭域高密度営業態勢への転換、不良債権の処理、内部管理態勢の整備などの課題の克服に努めてまいりました。

この結果、収益面では、競争激化、金利の低下により貸出金等の運用収益は減少しましたが、与信費用の減少等により85百万円の当期純利益を計上することとなりました。

また、財務の健全性を示す自己資本比率は、前期末比0.05ポイント上昇して8.26%と良化しました。

平成27年度は、「一人一人が、今より前へ」のスローガンを掲げ、役職員一人一人が、更なる業績向上に向け、高い志をもって業務に取り組むとともに、協同組織金融機関として、お客さま及び地域からのご愛顧に感謝しつつ、さらに地域金融の円滑化と地域経済の発展に寄与するため、経営者の皆さまの信頼を得ることはもちろん、家族の方々の信頼も得られるよう、役職員一丸となって取り組んでまいります。

引き続き格別のご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

平成27年7月

理事長 柳野隆之

経営理念

お客さまの繁栄と地域社会の発展に貢献する。
経営の健全性を堅持し効率的経営に徹する。
人財を育成し活力ある明るい職場をつくる。

安定した収益力の確保

地域金融の円滑化と地域経済の活性化に寄与するために、小口多数取引を実現するとともに不良債権処理の促進と新規発生未然防止による貸出資産の再構築を進める。また、地域密着型金融を収益の向上に結びつけていくための内部態勢整備と並行して、店舗の役割・機能の見直しおよび営業態勢の再構築を進める。

経営管理態勢の強化

業務の健全性・適切性、信用の維持および預金者等の保護を図るため、経営管理態勢を整備・強化する。また、コンプライアンス、顧客保護等の徹底、各種リスクの適確な管理態勢を整備・強化する。

お客さま・地域への貢献

お客さまの利便性向上のため、ATMのサービス機能を拡充する。また、お客さまの身近なニーズに対応するため、顧客貢献運動を展開するとともに、献血運動、防犯活動等地域貢献活動を実施する。

人財の育成・組織の活性化

お客さまのニーズに対応できる人財の育成のため、研修体系を整備し、自己啓発を促進する。また、ブロック中核店のマンパワーの強化により地域密着型金融の取組みの強化を図る。

平成26年度事業概要

当組合は、「地域に密着したけんしん」を目指し、地域密着型金融推進計画を推進する一方、リスク管理態勢の強化、収益性の向上等、経営の健全性の確保に取り組んでまいりました。

●預金・積金

個人等の定期性預金の増加並びに法人等の流動性預金の増加などから、前期末比 2,668 百万円増加の 115,956 百万円となりました。

●貸出金

景気先行きの不透明感による資金需要の低迷などから、前期末比 479 百万円減少の 47,076 百万円にとどまりました。

●利益・配当金

収益面では、競争激化、金利の低下により貸出金等の運用収益は減少しましたが、与信費用の減少等により85百万円の当期純利益を計上

することとなりました。

また、出資に対する配当金につきましては、前期と同様の1.25%を実施しております。

●自己資本比率

財務の健全性を示す自己資本比率は、前期末比 0.05ポイント上昇して 8.26%と良化し、健全であるとされる金融機関の国内基準 4%を大きく上回っております。

主要な経営指標の推移

主要な経営指標の推移

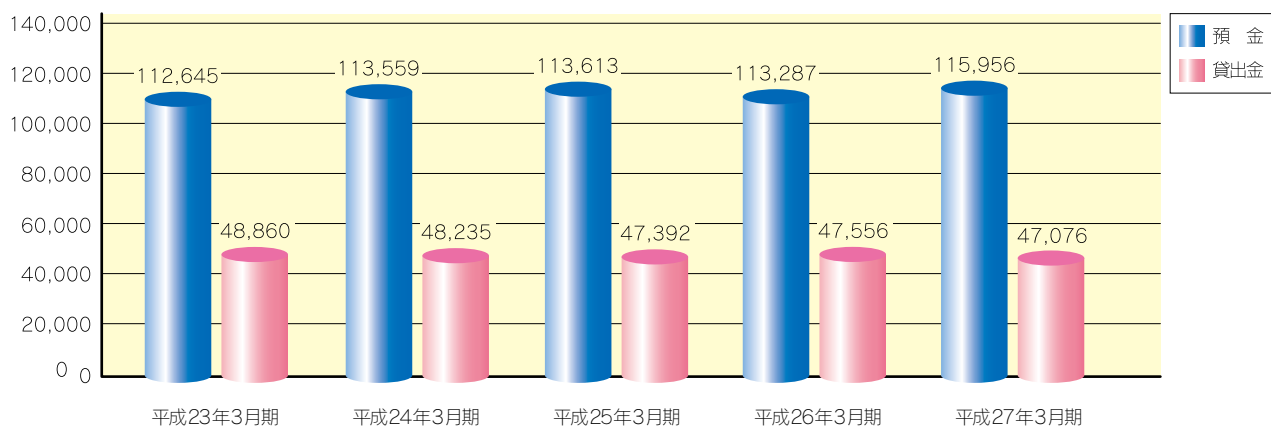
(単位：百万円)

区分	年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
経常収益		2,003	1,952	1,802	1,786	1,671
業務純益		219	161	160	214	124
経常利益		40	124	134	129	120
当期純利益		48	67	38	92	85
預金積金残高		112,645	113,559	113,613	113,287	115,956
貸出金残高		48,860	48,235	47,392	47,556	47,076
有価証券残高		18,933	23,913	29,103	30,067	42,536
総資産額		116,575	117,415	117,657	117,397	120,274
純資産額		2,881	3,046	3,358	3,446	3,661
自己資本比率（単体）		7.59%	7.99%	7.96%	8.21%	8.26%
出資総額		1,083	1,133	1,143	1,211	1,287
出資総口数		2,166 千口	2,266 千口	2,287 千口	2,423 千口	2,574 千口
出資に対する配当金（率）		13（1.25%）	13（1.25%）	14（1.25%）	14（1.25%）	16（1.25%）
職員数		163 人	156 人	151 人	141 人	139 人

- (注) 1. 残高計数は期末日現在のものです。
 2. 職員数は、常勤役員と嘱託が含まれております。
 3. 平成 22 年度につきましては、遡求適用等を行った計算で表示しております。

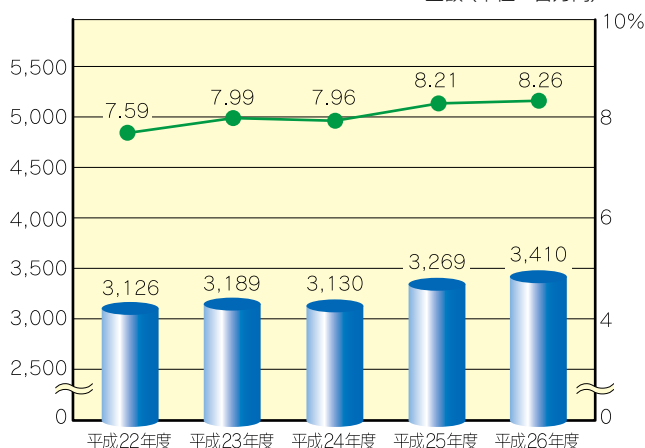
預金・貸出金の推移

金額（単位：百万円）



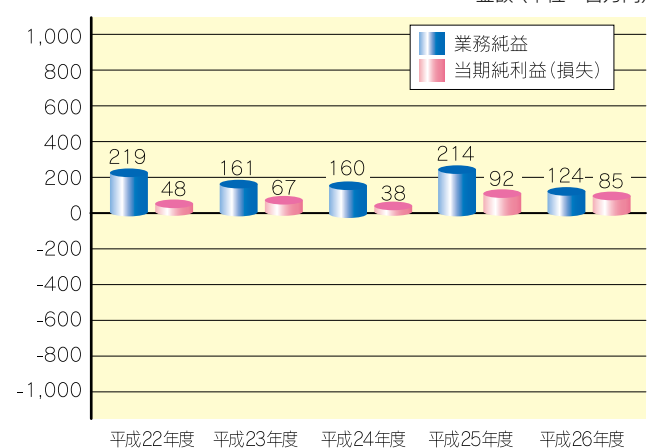
自己資本額・自己資本比率の推移

金額（単位：百万円）



業務純益・当期純利益の推移

金額（単位：百万円）



1. 第3次中期経営計画の概要

- 基本方針：BEST BASIC
(真に必要とされる金融機関を目指して)
- 計画期間：3年間
(平成25年4月1日～平成28年 3月31日)

2. 目標とする経営指標

- 自己資本比率 (8%以上)
- コア業務純益 (100百万円以上)
- 不良債権比率 (7%以下)



当組合では、平成26年度においても地域密着型金融の推進を恒久的な取組みとして捉えて、中小企業金融の円滑化と地域経済の活性化に取り組んでまいりました。

1. 地域に貢献する信用組合の経営姿勢

当組合は、富山県内を営業地区とし、富山市・魚津市・高岡市・射水市・砺波市・南砺市に店舗を配置し、地域の皆さまが組合員となつて、お互いに助け合い、発展していくという相互扶助の理念に基づき運営されている協同組織金融機関です。

お客さま一人ひとりの顔が見えるキメ細かな取引を基本としており、常にお客さまの事業の発展や生活の質の向上に貢献するため、お客さまの利益を第一に考えることを活動の基本としております。

また、地域社会の一員として、当組合の経営資源を活用し、地域社会の生活の質や文化の向上に積極的に取り組んでおります。

2. 預金を通じた地域貢献

当組合は、地域の皆さまからお預りした大切なご預金は、厳正かつ公正な審査に基づき、地域の皆さまへ積極的にご融資し、お客さまおよび地域社会の健全な発展のお手伝いをするともに、地域社会の一員として地域の皆さまとの強い絆とネットワークを形成し、金融機能の提供に止まらず、地域文化発展といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に取り組んでおります。

3. 融資を通じた地域貢献

●貸出金の利用状況

27年3月末の貸出金の利用状況は、個人向け融資132億円、事業性融資263億円、地方公共団体75億円のご利用をいただいております。

●貸出金使途の利用状況

27年3月末の貸出金の使途別利用状況は、設備資金186億円、運転資金284億円のご利用をいただいております。

●富山県信用保証協会の取扱状況

富山県信用保証協会の取扱状況は、平成26年度新規実行として、242件1,107百万円のご利用をいただき、残高は53億円となっております。

●住宅ローン・消費者ローンの利用状況

27年3月末は、住宅ローン103億円、消費者ローン11億円のご利用をいただいております。

富山県は全国でも持ち家率が高いことから、住宅ローンは低金利商品を推進しており、平成26年度は、50件735百万円のご利用をいただき、残高は103億円となつ

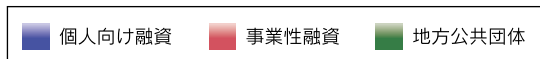
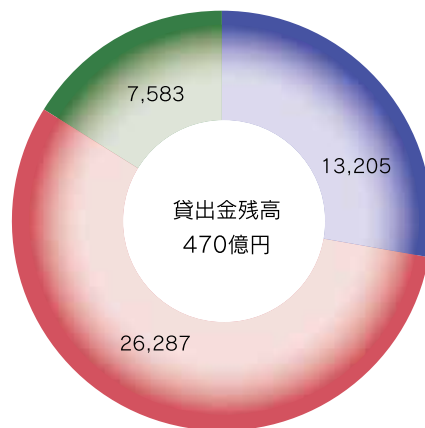
ております。

●奨学ローンの利用状況

富山県は、全国でも大学進学率が高いことから、奨学ローンは低金利商品を推進しており、平成26年度新規実行として、11件13百万円のご利用をいただいております。

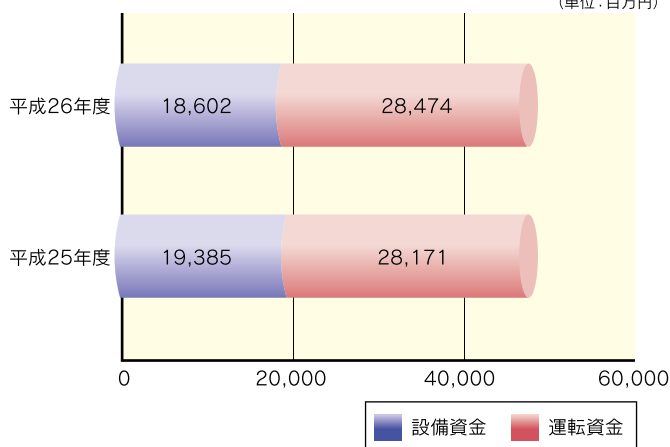
貸出金の内訳（平成27年3月末現在）

（単位：百万円）



貸出金使途の内訳（平成27年3月末現在）

（単位：百万円）



4. お取引先への支援状況等

当組合では、融資部内の「事業支援チーム」と、営業店の事業支援担当者15名とが情報を共有し、中小企業金融の支援と円滑化に努めております。

●創業・新事業支援への取組み

当組合では、営業店の「創業・新事業・経営相談窓口」により、1事業先の創業・新事業支援を行っております。

●取引先企業に対する経営相談・支援の取組み

当組合では、お取引先に対し、経営支援に向けた相談・指導を行っております。26年度は、個人事業者も含めて期初42先の支援に努めております。

●経営改善支援の取組状況

[25年度(25年4月～26年3月)]

(単位：先)

		期 初 債 務 者 数 (平成25年4月)	う ち 経 営 支 援 取 組 先	平成26年3月末の 債務者区分上昇先数	平成26年3月末の 債務者区分不変先
正	常 先	1,096	1		1
要 注 意 先	うちその他要注意先	213	48	—	46
	う ち 要 管 理 先	4	1	—	1
破	綻 懸 念 先	40	7	—	7
実	質 破 綻 先	54	—	—	—
破	綻 先	35	—	—	—
合	計	1,442	57	—	55

[26年度(26年4月～27年3月)]

(単位：先)

		期 初 債 務 者 数 (平成26年4月)	う ち 経 営 支 援 取 組 先	平成27年3月末の 債務者区分上昇先数	平成27年3月末の 債務者区分不変先
正	常 先	1,148	1		1
要 注 意 先	うちその他要注意先	206	36	—	36
	う ち 要 管 理 先	4	—	—	—
破	綻 懸 念 先	39	5	—	5
実	質 破 綻 先	39	—	—	—
破	綻 先	29	—	—	—
合	計	1,465	42	—	42

(注) 債務者数、経営支援取組先は、取引先企業（個人事業主を含む）であり、個人ローン、住宅ローンのみの先は含めておりません。

●「しんくみねっと」で新たなビジネスを応援します

組合員ネットワーク「しんくみネット」は、全国の地域・業域・職域信用組合の業態を超えた組合員の繋がりを強化するため、全国信用組合中央協会が設立したもので、当組合も加盟しております。

従来からある「あのねット」の機能を継続し、「地域ネットワーク」と「インターネット上のネットワーク（しんくみネット.com）」により組合員向けのビジネスマッチングならびにビジネスコラムを行ってまいります。

※「地域ネットワーク」…組合員が経営する「しんくみネット加盟店」の表示のある店舗・事業所において、他の組合員が「組合員証」を提示することにより値引き等の一定の優遇を受けることができるネットワークのこと。

※「しんくみネット.com」…組合員のうち事業登録をした事業者の商品、サービスをホームページに掲載。他の組合員が閲覧し、商品購入やサービスを受けることができるネットワークのこと。

5. 地域サービスの充実

●顧客の組織化とその活動状況

各店では、「けんしん会」を結成して、旅行、講演会、レクリエーション等の活動により、交流を深めております。

●年金友の会等の活動

各店では、年金友の会の運営を積極的に行うほか、「お客さま感謝デー、納涼祭」を行うとともに、各店地域諸行事等に積極的に参加しております。

6. 文化的・社会的貢献に関する活動

●献血運動の実施

社会貢献活動の一環として全店で22名の役職員が献血を行っております。

●社会福祉団体への寄付

「しんくみピーターパンカード」利用手数料の一部を社会福祉団体に寄付しております。

●スポーツへの協力活動

地域の皆様のスポーツ活動のお手伝いとして、26回目の「けんしんフレッシュママさんビーチボール大会」を開催しております。

●富山県内初、防犯パトロール隊の結成

砺波市内の4店舗(砺波支店・出町支店・庄東支店・庄川支店)は「けんしん防犯パトロール隊」を結成し、日常活動で地域の防犯に目を配っております。

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況

当組合は、中小企業および個人のお客さまに、実態や特性を踏まえたうえで必要な資金供給を行うとともに、経営相談や経営改善など課題解決に向けた支援を行うことで、地域金融の円滑化に努めてまいりました。

平成21年12月に施行された「中小企業金融円滑化法」は平成25年3月で終了しましたが、当組合は中小零細企業や住宅ローンをご利用いただいているお客さまからの、貸付条件の変更等や円滑な資金供給といったご要望に迅速かつ適切に対応しつつ、コンサルティング機能の一層の発揮による経営支援の強化に取り組んでおります。

○取組方針

- ①お客さまの支援強化
創業支援・経営改善支援・事業再生支援・事業承継支援
- ②中小企業に適した資金の供給
目利き能力の向上による担保・保証に過度に依存しない融資の推進
- ③地域経済への貢献
地域活性化につながる多様なサービスの提供

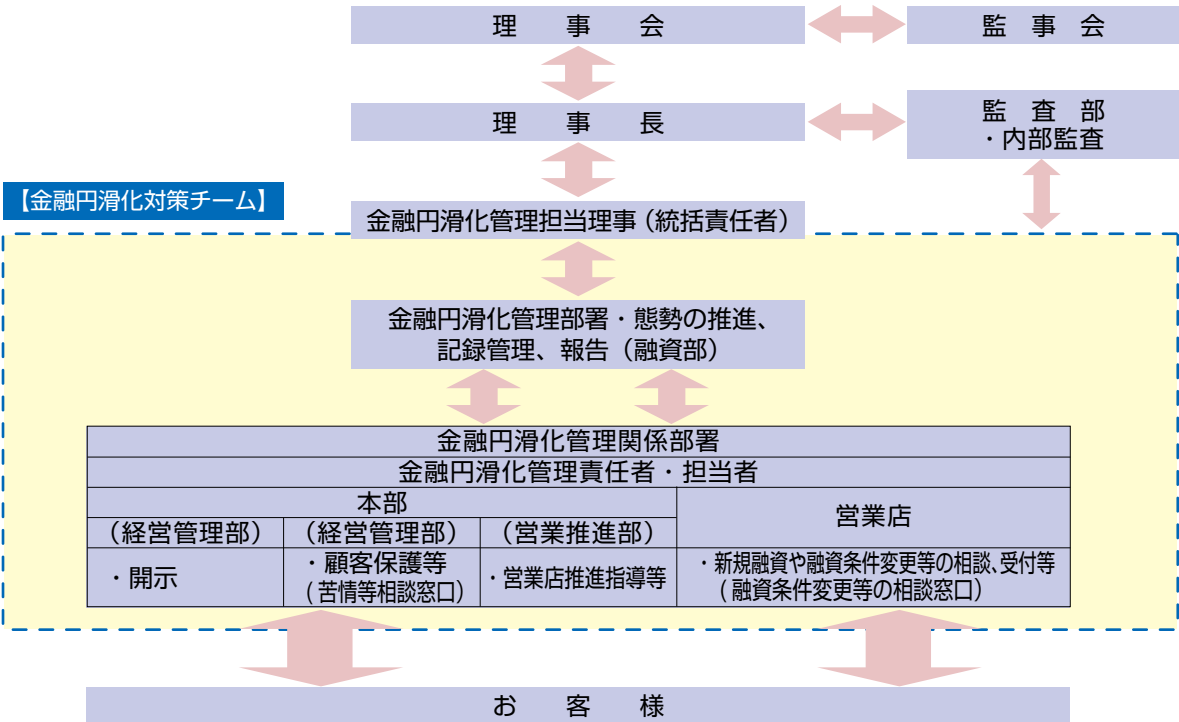
○態勢整備

- ①経営支援
定期的かつ継続した訪問活動を通じてお取引先の経営実態を把握し経営課題などの相談に親身になって対応しています。また、お取引先の経営課題を発掘し、経営改善計画の策定支援や中小企業再生支援協議会の活用などお客さまにとって最善のアドバイスを行うための相談業務を行っております。
- ②外部機関等との連携
「中小企業支援ネットワーク」「地域再生ファンド」に加盟。また、「経営革新等支援機関」の認定を取得して、経営改善サポートの強化を目指しております。
- ③目利き能力の向上・人材育成
中小企業の技術力や販売力、また将来性等を的確に評価できる能力を向上させるため、目利きのできる人材の育成に積極的に取り組んでおります。その一環として、全国信用組合中央協会、北陸三県信用組合協会、富山県商工会連合会等主催の研修に計画的に職員を参加させております。

○取組状況

- ①創業・新事業の支援
創業関連や太陽光発電関連融資の平成26年度利用実績は1先50百万円となりました。
- ②経営改善支援
経営支援先として42先を選定し、お客さまの経営支援に取り組んでおります。
- ③事業再生支援
・現在4先のお客さまが「富山県中小企業再生支援協議会」と連携され、事業再生に取り組んでおられます。
・県内中小企業者の経営改善サポートを強化するために設置された富山県中小企業支援ネットワーク会議に出席し、中小企業者のお客さまに対しての支援強化を推進しております。
・平成24年11月に「経営革新等支援機関」の認定を取得して経営改善サポートの強化を行っております。
・富山県内企業の活性化を寄与すると判断し、「富山県中小企業再生支援協議会」からの要請を受け官民ファンドへ出資しております。
- ④企業の将来性、技術力を的確に評価できる能力など、人材育成研修
○支店長研修 ○初級管理者研修 ○事業所開拓研修
○融資渉外研修 ○経営改善計画策定実務研修 ○財務分析を利用した経営管理研修

金融円滑化管理態勢にかかる組織体制図



地域密着貢献活動

●特殊詐欺被害防止で砺波支店、感謝状を授与される

平成26年12月18日、砺波支店が特殊詐欺（なりすまし詐欺）の被害を防止したところ、同月22日、砺波署より、感謝状を授与されました。



●高岡愛育園に絵本等寄贈

平成27年3月9日、富山県信用組合協会は、「しんくみピーターパンカード」利用による基金で、児童福祉施設の高岡愛育園（高岡市佐加野）に絵本等書籍を贈りました。



●地域行事への参加

戸出七夕まつり (7月)

戸出支店は、地域行事参加の一環として、この祭りに参加しております。



魚津けんしん会納涼祭 (8月)

魚津支店は、魚津けんしん会の地域行事「納涼祭」運営の手伝いをしております。



●スポーツへの協力活動

けんしんフレッシュママさんビーチボール大会
毎年、地域スポーツ活動への協力として開催しております。

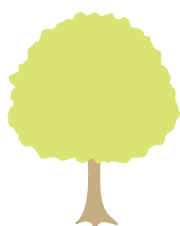


平成27年4月、砺波市体育センターにて行いました。



●献血運動の実施

平成26年9月、「しんくみの日」(9月3日)に合わせた社会貢献活動として、22名の当組合役職員が献血を行いました。



イメージ向上プロジェクト

1. ホームページの見直し

- ・トップページの刷新（見やすく、判りやすい）
- ・ローン金利情報の増設
- ・ご意見・ご質問の欄を新たに増設
- ・各営業店の地図（グーグル）を掲載
- ・営業店行事の案内を新設
- ・個人ローン等のウェブでの申込強化

個人ローン等
ウェブ申込強化



2. ロビー展の開催促進

- ・けんしんのファン作り
- ・来店を促し個人取引の拡大
- ・北日本新聞に掲載（けんしんのアピール）

出町支店ロビー展



3. 店舗施設の整備等

- ・福光支店の平成26年4月14日移転新築オープン
- ・店舗内・外部のチェック表を毎月作成（自分たちでできることは直に実行する）
- ・店舗の内外を総点検し、新築・改築等を検討
- ・歴代の支店長名の掲示…職員のモチベーションを上げる

福光支店オープン



職員の実績申告制度

1. 〈趣旨〉

職員の勤労意欲を引出し、職員が「高い志」を持って各々の業務に取り組めるよう「実績申告制度」を創設し、業績評価制度と相まって、真に努力が報われる組織を目指す。
平成25年11月からスタート…対象職員：役員を除く全職員（嘱託、パート含む）

2. 〈制度の概要〉

職員が担当業務に関し、成果はもちろんのこと、取り組んだ創意工夫や改善事項等を申告することにより、地味で目立たない活動にも光をあて、職員の一層の意欲向上を図り、業績評価制度と相まって、真に努力が報われる組織を目指すもの

職員

- ①実績を申告できる、申告しなければならないという意識が各人の職務に対する意欲を高める。
- ②各人が取り組んでいる努力が報われ、上司に正しく評価されないという不満の解消につながる。

上司と職員
双方の
満足度が
向上

上司

職員の実績を的確に把握し、より正しく評価を実施

組織の活性化

3.〈表彰〉

「けんしん賞」
の中でも
顕著なもの

「けんしん賞」「けんしん大賞」



総代等感謝状制度

趣旨：総代等組合員の方から、新規組合員（顧客）の紹介その他の有益情報の提供を受け、大きな成果となった場合、その協力に報いるために表彰を行う（「けんしんサポート運動」を展開）

目的：総代等組合員の方から、これまで以上に協力を得ることで、顧客数の拡大と営業基盤の拡充を図る

業績の向上



新規組合員（顧客）の紹介またはその他の貢献

審査のうえ、理事長が総代会にて
感謝状を授与する

総代等
組合員



法令等遵守(コンプライアンス)について

コンプライアンスとは、企業が行う取引や活動において法令や社会的ルール、諸規程を厳格に遵守し、社会的な規範を全うすることをいいます。

金融機関は、一般企業にも増して公共性が高いため、より高いレベルのコンプライアンスが求められています。

当組合では、コンプライアンス統括部署を経営管理部と定め、実践すべき項目を取りまとめたコンプライアンス・プログラムを毎年策定し、理事会の承認を得て実施しており、実施状況については、四半期毎に理事会に報告を行っております。

このコンプライアンス・プログラムの実施にあたっては、本部各部および営業店全店にコンプライアンス担当者を任命し、本部・営業店一体となった取組態勢を構築しております。

また、役職員一人ひとりの意識の啓発が大切と考え、コンプライアンス・マニュアルと別冊「事例解説編」による研修の実施や全職員を対象にコンプライアンス・オフィサーの資格取得を奨励しております。

反社会的勢力の排除への取組み

社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる勢力は、断固としてこれを排除しなければなりません。

当組合は、警察、(公財) 富山県暴力追放運動推進センターをはじめ関連機関と緊密な連携を保ちながら、反社会的勢力の介入排除に向け取組んでいます。

また、平成 23 年 1 月 4 日から、預金規定、当座勘定規定、貸金庫規定などに「暴力団排除条項」を導入しました。これは、預金者や貸金庫の借り主などが反社会的勢力であることが判明した場合、当組合の判断により取引を停止または契約を解約させていただくことなどを定めた条項で、新規お申し込みの際は、すべてのお客さまに「反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意書」をお願いしています。

お客さまにはご面倒をおかけいたしますが、当組合では、反社会的勢力との取引遮断のための取組みを社会的責任と考え、今後も努力を重ねてまいりますので、お客さまのご理解とご協力下さいますようお願い申し上げます。

●反社会的勢力に対する基本方針

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、次のように基本方針を定め、これを遵守します。

1. 組織としての対応

反社会的勢力による不当要求に対し、対応する職員の安全を確保しつつ組織全体として対応し、

迅速な問題解決に努めます。

2. 外部専門機関との連携

反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密に連携します。

3. 取引を含めた関係の遮断

信用組合の社会的責任を強く認識し、その責任を組織全体で果たすため、反社会的勢力との取引の未然防止を含めた一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当な要求には応じません。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

5. 資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与の禁止

いかなる理由があっても、反社会的勢力に対して事案を隠ぺいするための資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。

顧客保護等について

当組合は、誠実かつ公正に事業を遂行し、商品・サービスを利用し、または利用しようとする方（お客さま）の正当な利益の確保およびその利便性の向上を図ることにより、お客さまからの信頼を得るため、諸規程に基づき、顧客保護等管理態勢の構築・推進に努めております。

「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、「金融商品に係る勧誘方針」を定め、勧誘の適正な確保を図るとともに、「与信取引に関する顧客への説明体制等に係る規程」を定め、お客さまへの適切な説明体制の整備に努めております。

今後は、さらにモニタリング等による PDCA サイクル（計画→実行→チェック→改善）を強化し、お客さまに信頼され、選ばれる地域金融機関を目指してまいります。

適切な勧誘・募集について

●金融商品に係る勧誘方針

当組合は、金融商品の販売等に関する法律に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正な確保を図ります。

1. お客さまの知識、経験、財産の状況および当該金融商品の販売に係る契約を終結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明を行います。
2. 金融商品の選択・購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。

その際、お客さまに適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明を行い、十分理解していただくよう努めます。

3. 誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し不確実なことを断定的に申しあげたり、事実でない情報を提供するなど、お客さまの誤解を招くような勧誘は行いません。
 4. 良識を持った節度ある行動により、お客さまの信頼の確保に努め、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
 5. 役職員に対する組合内研修を充実し、金融商品に関する知識の習得を図るとともに、適切な勧誘が行われるよう、内部管理体制の強化に努めます。
- ※金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点等がございましたら、窓口までお問い合わせください。

●金融商品取引法

金融・資本市場をとりまく環境の変化に対応し、利用者保護ルールの徹底と利用者利便の向上、「貯蓄から投資」に向けての市場機能の確保および金融・資本市場の国際化への対応を図ることを目指し、平成 19 年 9 月 30 日に施行されました。この法整備の具体的な内容は、大きく分けて 4 つの柱からなっています。

**投資性の強い金融商品に対する横断的な
投資者保護法制（いわゆる投資サービス法制）の構築**

開示制度の充実

取引所の自主規制機能強化

不公正取引等への厳正な対応

当組合は、金融取引業者として、行為規制などの法令を遵守し、顧客説明の充実を図ってまいります。

個人情報保護について

当組合では、お客さまの個人情報の適切な保護と利用のために、管理体制の確立、規程等の整備、職員教育の徹底を図っております。

管理体制については、管理部署を経営管理部と定め、本部および全営業店に個人情報管理担当者を任命し、本部・営業店一体となった体制を構築しております。

また、管理体制の確立のためには、役職員一人ひとりの意識の啓発が大切と考え、個人情報の取扱い・管理に関する研修の実施や全職員を対象に個人情報保護オフィサーの資格取得を奨励するとともに、関係規程等の整備・見直しを行っております。

●個人情報保護宣言

当組合は、「個人情報の保護に関する法律」（以下「法」といいます。）に基づき、個人情報の適切な保護と利用

に関する考え方および方針に関する宣言（個人情報保護宣言）を制定しております。

1. 取組方針について

当組合は、個人情報の適切な保護と利用に関し、関連法令等に加えて、本宣言に定めた事項を遵守し、お客さまの個人情報の適切な保護と利用に努めるとともに、情報化の進展に適切に対応するため、当組合における個人情報保護の管理体制およびその取組みについて、継続的な改善に努めます。

2. 個人情報の利用目的について

- (1) 当組合は、お客さまの個人情報について、利用目的を特定するとともに、法で定める場合等を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内において利用いたします。なお、当組合における個人情報の利用目的については、当組合のホームページに掲載しておりますほか、お取引店にお問い合わせください。
- (2) 当組合は、特定の個人情報の利用目的が法令等に基づき限定されている場合には、当該利用目的以外で利用いたしません。
- (3) 当組合は、ダイレクトメールの送付やテレマーケティング等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、これを中止するようご本人よりお申し出があった場合は、直ちに当該目的での個人情報の利用を中止いたします。

3. 個人情報の適正な取得について

当組合は、前記 2. で特定した利用目的の達成に必要な範囲で、適正かつ適法な手段により、お客さまの個人情報を取得いたします。

4. 個人情報の第三者提供について

当組合は、法に定める場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、お客さまの個人情報を第三者に提供することはいたしません。

5. 安全管理措置について

当組合は、お客さまの個人情報に関し、情報の紛失・改ざんおよび漏えい等の防止のため、適切な安全管理措置を実施いたします。また、お客さまの個人情報を取扱う全ての役職員等に対し、個人情報保護の重要性についての教育を行うとともに、お客さまの個人データの取扱いを他の個人情報取扱事業者へ委託する場合には、委託先について適切に監督いたします。

6. 開示請求等手続について

当組合は、法で定める開示請求等手続に関して、適切かつ迅速に対応いたします。なお、お手続きの詳細は、当組合のホームページに掲載しておりますほか、店頭にて公表しております。

取引時確認のお願い

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与を防止するため、犯罪収益移転防止法（犯罪による収益の移転防止に関する法律）に基づき本人確認を実施していますが、同法の改正により平成 25 年 4 月からは取引を行う目的や職業・事業内容などについてもあわせて確認（取引時確認）することになりました。

この確認は、新規のお客さまに限らず、既取引先の方も対象となっておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

○取引時確認（お客さまへの確認）が必要な主な取引

- ・口座開設、貸金庫、保護預かりの取引開始
- ・10 万円を超える現金振込、持参人払式小切手による現金の受け取り
- ・200 万円を超える現金、持参人払式小切手の受払い
- ・融資取引など

※これらの取引以外にも、お客さまに確認させていただく場合があります。

○確認させていただく事項

個人の場合	
確 認 事 項	主な確認事項
氏名・住所・生年月日	運転免許証、運転経歴証明書、健康保険証、国民年金手帳、住民基本台帳カード（氏名、住居、生年月日の記載があるもの）、旅券（パスポート）、在留カード、特別永住者証明書など ※ご本人以外の方が来店された場合は、ご本人とご来店された方について確認書類で確認させていただくほか、住民票等によりご本人との関係（ご本人のために取引を行っていること）を確認させていただきます。
職業・取引を行う目的	窓口等でお客さまの申告により確認させていただきます。
法人の場合	
確 認 事 項	主な確認書類
名称・本店または主たる事業所の所在地	登記事項証明書、印鑑登録証明書（名称、本店または主たる事務所の所在地の記載のあるもの）など
来店された方の氏名・住所・生年月日等	運転免許証、運転経歴証明書、健康保険証、国民年金手帳、住民基本台帳カード（氏名、住居、生年月日の記載があるもの）、旅券（パスポート）、在留カード、特別永住者証明書など ※上記の確認書類のほか、社員証等により法人のお客さまのために取引を行っていることを確認させていただきます。
事業の内容	定款、登記事項証明書など
取引を行う目的	窓口等でお客さまの申告により確認させていただきます。
議決権保有比率 25% 超の方の有無、その方の氏名・住所・生年月日	窓口等でお客さまの申告により確認させていただきます。 ※議決権保有比率 25% 超の方が法人の場合は、その法人の名称および本店や主たる事務所の所在地を確認させていただきます。 ※議決権保有比率 50% 超の方がいる場合は、その方についてのみ確認させていただきます。 ※一般社団法人等においては、代表者の方の氏名、住所、生年月日を確認させていただきます。

※有効期限のある書類は、提示または送付を受ける日において有効である必要があります。有効期限のない書類は、提示または送付を受ける日の前 6 か月以内に作成されたものに限りします。

●ハイリスク取引

なりすましが疑われる取引など、マネー・ローンダリングのリスクが高い一定の取引は、ハイリスク取引に区分され、確認方法が異なります。また、当該取引が 200

万円を超える財産の移転をとまなう場合には「資産および収入の状況」についても確認させていただきます。

【主なハイリスク取引】

- ・過去の契約の際に確認した顧客等または代表者等になりすましている疑いがある取引
- ・過去の契約時の確認の際に確認事項を偽っていた疑いがある顧客等との取引
- ・特定の国に居住、所在する者との取引など

苦情処理措置・紛争解決措置について

金融に関するトラブルの早期解決を図る制度として裁判外紛争解決制度（金融 ADR 制度）が導入され、当組合は、苦情処理措置および紛争解決措置を設け、金融トラブルへの迅速・公平・適切な対応を図り、当組合に対するお客さまの信頼の向上に努めております。

○苦情処理措置

お取引に係るご苦情等は、お取引のある営業店または経営管理部にお申し出ください。

富山県信用組合 経営管理部

【電話番号】(0763) 33 - 3351

【受付日】月曜日～金曜日

（土日・祝日および金融機関の休日を除く）

【受付時間】午前 9 時～午後 5 時

なお、苦情対応等の手続きについては、当組合ホームページをご覧ください。

URL: <http://www.toyama-kenshin.co.jp/>

保険業務に関する苦情は下記機関でも受け付けております。

一般社団法人生命保険協会 生命保険相談所

（電話番号：03 - 3286 - 2648）

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽ ADR センター

（電話番号：0570 - 022808）

○紛争解決措置

弁護士による紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、経営管理部または社団法人全国信用組合中央協会しんくみ相談所までお申し出ください。

また、下記の各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、下記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。

社団法人全国信用組合中央協会 しんくみ相談所

【電話番号】03 - 3567 - 2456

【受付日】月曜日～金曜日

（土日・祝日および金融機関の休日を除く）

【受付時間】午前 9 時～午後 5 時

【住 所】東京都中央区京橋 1 - 9 - 1

弁護士会

東京弁護士会 紛争解決センター

（電話番号：03 - 3581 - 0031）

第一東京弁護士会 仲裁センター

（電話番号：03 - 3595 - 8588）

第二東京弁護士会 仲裁センター

（電話番号：03 - 3581 - 2249）

仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事例を移管する。

②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当る。

※移管調停：現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。

具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

リスク管理について

金融の自由化・国際化等の進展に伴い金融業務や商品の多様化・高度化がさらに進み、信用リスクをはじめとするさまざまなリスクが金融機関の経営に影響を及ぼします。

今後は、さらに経営の健全性・安定性の向上の観点から金融環境の変化に柔軟に対応できるリスク管理態勢の整備・強化を図ってまいります。

●統括的リスク

当組合では、統括的リスク管理（リスクを総体的に捉え、自己資本と対比する自己管理型のリスク管理方法）を行い、主要なリスクである信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクなどへの対応に向けて、当組合の規模・特性に見合った「身の丈にあったリスク管理」態勢を構築し、PDCAサイクルを行うことにより限界・弱点を理解し、それを補う方策を検討して改善に取り組んでおります。

また、経営陣が管理すべき各種リスクについては、諸規程に基づき、常勤理事会を定期的または必要に応じて開催し、経営体力への影響や改善策について検討しております。

●信用リスク

信用リスクとは、お取引先の諸事情により貸出金等の価値が減少ないし消失し損失を被るリスクです。

当組合では、地域密着・小口多数の融資姿勢を堅持し、貸出資産の健全性を堅持するために、融資規程、融資審査会規程に基づき、厳正な審査・管理を行っております。

また、資産自己査定実施規程に基づき、厳正な資産査定による償却・引当を実施しております。

●市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格・為替レート等の市場価格の変動により、損失を被るリスクです。

当組合では、余資運用規程に基づき、常勤理事会において当期の運用方針を決定し、運用実績、リスク管理情報等については毎月定期的に常勤理事会・理事会に報告

し管理しております。

また、市場リスクのALM（資産・負債総合管理）システムを導入し、体制の充実・強化を図っております。

●流動性リスク

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出や市場の情勢等により資金調達が困難になる場合、または、諸事情により通常よりも著しく不利な資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクです。

当組合では、こうした不測の事態にも対応できるだけの支払準備資産を確保しております。さらに全国信用協同組合連合会を中心に、流動性リスクに対する業界のバックアップ体制も完備しております。

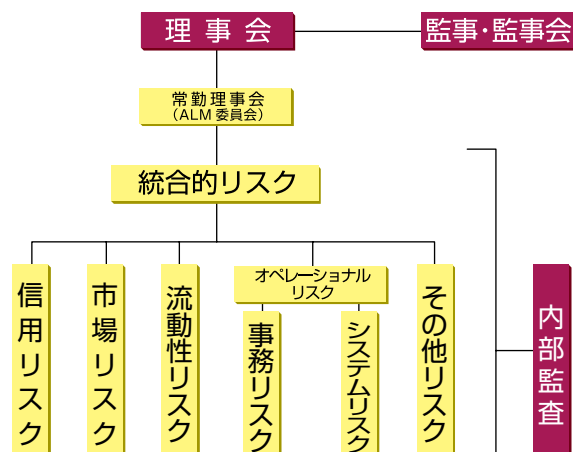
●オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、金融機関の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であることまたは外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。

当組合では、事務処理によるミスやトラブルを未然に防止し、正確で迅速な事務処理を実施するため、事務レベルの向上や業務改善および業務管理の指導を徹底するとともに、本部検査部門による本支店への立ち入り検査を実施するとともに、営業店にも自店内検査の実施を月1回義務づけ、事務の厳正化に努めております。

コンピュータシステムにおいては、全国の信用組合で組織する共同センターに加盟し、勘定処理の主要システムを最新鋭のシステムとバックアップ体制により保護するとともに、諸規程の整備に努め、コンピュータやネットワークシステムを事故や人為的な不正行為から守り、お客さまの情報に対するセキュリティの確保に努めております。また、万一障害、火災が発生した場合に損失を最小限に止めるため危機管理対策を講じるなど、システムの安定稼働のために万全の態勢で臨んでおります。

●リスク管理態勢



総代会制度について

1. 総代会の仕組み（役割）

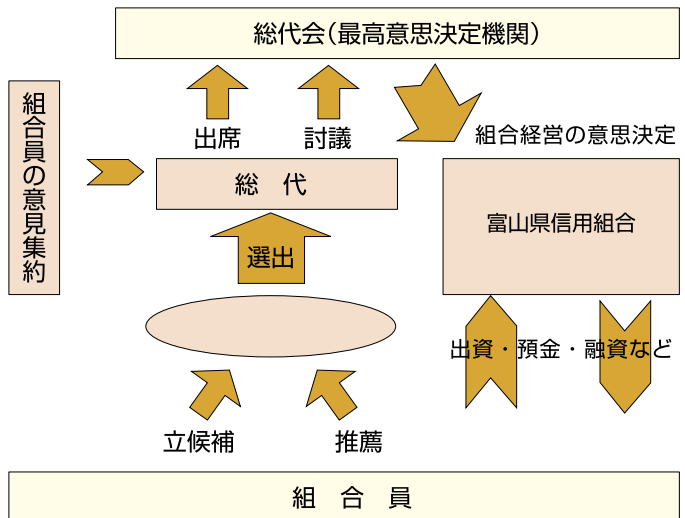
信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に、金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織の金融機関です。また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は、出資口数に関係なく、一人一票の議決権および選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

当組合の組合員は24,129人（平成27年3月末）と多く、総会の開催が困難なことから、組合員の総意を適正に反映し充実した審議を確保するため、中小企業等協同組合法および定款の定めるところにより総会に代えて「総代会」を設置しております。

総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しております。また、総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する審議、決議が行われます。

総代は、組合員の代表として、総代会のほか総代代表者会議（年2回開催）や各地区ごとの総代懇談会を通じて組合員の意見や要望を当組合の経営に反映させる重要な役割を担っております。

当組合では、総代会に限定することなく、組合員（利用者）アンケート調査を実施するなど、日常の営業活動を通じて、総代や組合員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。



総代代表者会議

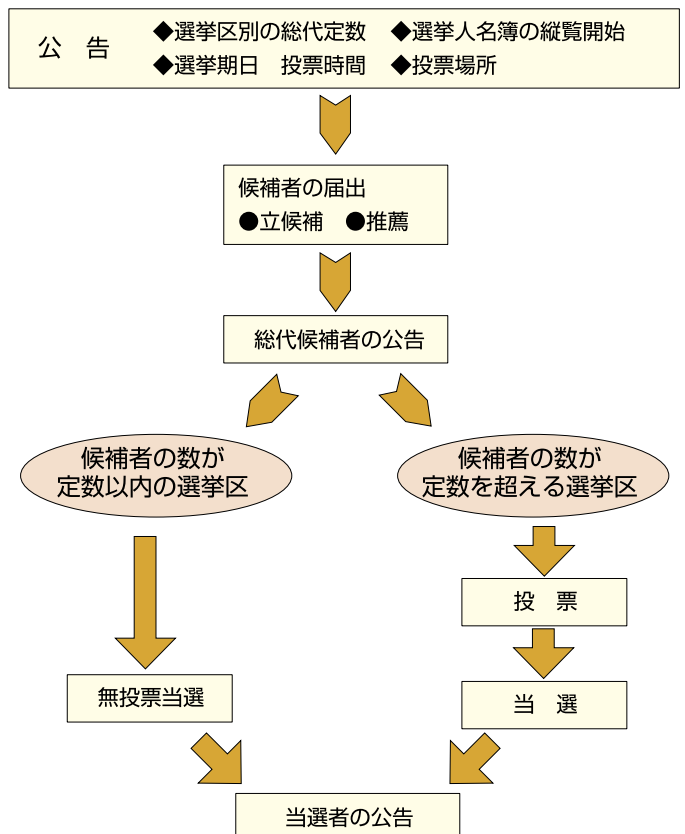
2. 総代の選出方法、任期、定数

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款および総代選挙規程に基づき、公正な手続きを経て選出されます。

(1) 総代の選出方法

総代は組合員であることが前提条件であり、総代選挙規程に則り、各地区（選挙区）ごとに自ら立候補した方もしくは地区（選挙区）内の組合員3人以上から推薦された方の中から、その地区（選挙区）に属する組合員により、公平に選挙を行い選出されます。

なお、総代候補者（立候補者（推薦を含む））の数が当該地区における総代定数を超えない場合は、その候補者（立候補者（推薦を含む））を当選者とし、投票は行っておりません。



(2) 総代の任期・定数

総代の任期は3年となっております。なお、当組合は地区（選挙区）を15に区分し、総代の選出を行っています。

総代の定数は、120人以上160人以内です。地区別の定数は、地区の組合員数と総組合員数の按分比により算出しております（平成27年3月末日現在の組合員総数は24,129人）。

3. 総代会決議事項

第64期通常総代会が、平成27年6月24日午前10時より、砺波市文化会館にて開催されました。当日は総代139人のうち、出席139人（うち、委任状による代理出席55人）により、全議案が可決・承認されました。

報告事項 第64期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告並びに貸借対照表、損益計算書報告の件

議案事項

- 第1号議案 第64期剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 第65期事業計画及び収支予算案承認の件
- 第3号議案 第65期に於ける借入金最高限度額決定の件
- 第4号議案 組合員除名処分の件
- 第5号議案 理事及び監事報酬最高限度額決定の件



役員等の報酬体系

●対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務遂行の対価として支払う「基本報酬」、在任期間中の職務執行および特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

1. 報酬体系の概要

【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬は、総代会において理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位等を勘案し、理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額は、監事会において決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金は、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

2. 役員に対する報酬

(単位：百万円)

区 分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理 事	47	52
監 事	9	10
合 計	57	62

(注) 1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

2. 支払人数は、理事10名、監事5名です。(期中に退任した者を含む)

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

4. 上記以外に支払った役員退職慰労金は、理事については14,540千円、監事1,700千円であります。

3. その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であつて、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号および第5号に該当する事項はありません。

●対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員、当組合の主要な連結子法人等の役職員であつて、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成26年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職したものを含めております。

2. 「同等額」は、平成26年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 当組合の職員の給与、賞および退職金は当組合における「給与規程」および「退職金規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることに動機付けされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系ではありません。

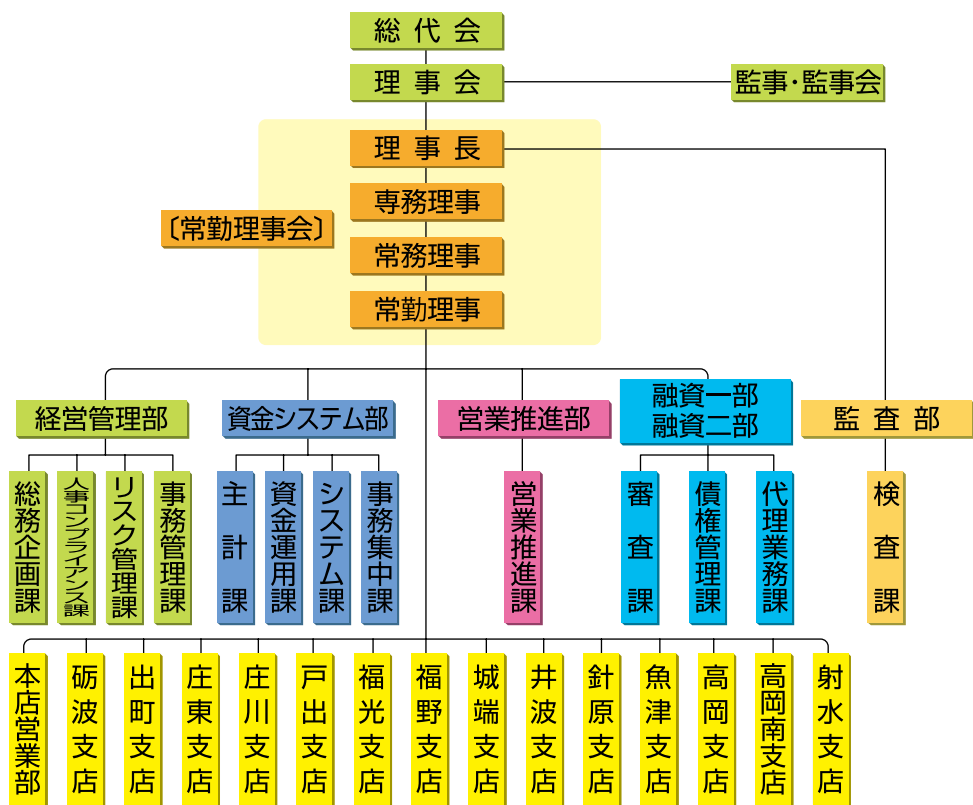
総代の選挙区・定数・総代数・総代氏名(総代定数140名、総代数139名)

(敬称略) 平成27年6月24日現在

●本店営業部地区 総代定数 18 名 総代数 18 名 秋吉 克彦 ② 川除 樹 ⑥ 栗林 進男 ⑤ 中川 清寛 ① 藤井 和夫 ⑨ 藤木 一仁 ⑨ 堀江 行一 ④ 前田 恒範 ⑥ 宮崎 忠一 ② 村家 博 ④ (有)シマダ木材 ③ (株)シャルム ⑤ (有)常願寺中央石産 ⑧ 鈴木工業(株) ③ (株)トミソー ① (株)マツダ ④ (有)八日堂 ① (株)立業社 ①	●庄東支店地区 総代定数 8 名 総代数 8 名 坂本 吉隆 ④ 野嶽 司 ⑦ 長谷川 敬雅 ② 松本 俊次 ⑥ 宮越 敏信 ③ 村岸 利治 ① 山崎 泉 ⑦ 山田 保博 ③ ●庄川支店地区 総代定数 8 名 総代数 8 名 金谷 功 ⑥ 川那邊 利一 ⑨ 小西 淳一 ⑥ 伏木 康弘 ① 山田 幸夫 ⑦ (株)沖田組 ② 庄川興業(株) ⑥ 藤森工業(株) ② ●城端支店地区 総代定数 9 名 総代数 9 名 浅野 文夫 ④ 河合 常晴 ② 川田 常晶 ② 櫻井 恵 ② 谷崎 公治 ① 藤井 貢 ④ 松嶋 裕治 ③ 山崎 恵次 ② (株)長田組 ②	●戸出支店地区 総代定数 7 名 総代数 7 名 大井 弘 ⑨ 澤田 雄三 ⑧ 高田 浩平 ③ 沼 靖雄 ⑧ 堀 政宣 ① 安田 喜代次 ③ 戸出化成(株) ⑧ ●福光支店地区 総代定数 7 名 総代数 7 名 石崎 博之 ⑥ 岡部 一輝 ④ 近川 誠 ③ 松本 敏博 ⑧ 吉田 章 ④ 吉田 敏明 ④ チューモク(株) ⑨ ●出町支店地区 総代定数 11 名 総代数 11 名 天野 一男 ⑦ 大島 肇一 ⑧ 大野 實 ① 河原 和彦 ⑧ 佐藤 博 ⑤ 澤田 力弥 ⑦ 田守 徳一 ① 小野医療器(株) ② (株)熊野製作所 ① 呉西運輸(有) ④ となみ観光交通(株) ①	●針原支店地区 総代定数 6 名 総代数 6 名 相澤 久範 ⑥ 轡田 幸則 ① 小西 広一 ① 林 克己 ⑦ 松井 喜久夫 ③ 村井 剛 ⑦ ●井波支店地区 総代定数 6 名 総代数 6 名 齊藤 隆夫 ⑤ 清都 英雄 ④ 瀧田 榮三 ⑤ 苗加 為雄 ④ 横川 仙之 ① (株)山秀木材 ① ●福野支店地区 総代定数 6 名 総代数 6 名 梅木 一隆 ⑥ 奥村 一則 ② 鍛冶 武二 ⑤ 金谷 英治 ① 西能 徹 ③ (株)南砺工業所 ① ●魚津支店地区 総代定数 6 名 総代数 6 名 大崎 利明 ⑦ 尾谷 清光 ① 金三津 貢 ① 島田 久志 ⑤ 谷口 貞夫 ⑧ 野澤 良成 ①	●高岡支店地区 総代定数 20 名 総代数 19 名 荒木 勇夫 ④ 石田 暉雄 ④ 江洲 司郎 ① 岡田 昭史 ③ 加藤 政実 ④ 金森 與四治 ① 金山 健治 ③ 神島 孝一 ⑦ 小島 一元 ③ 櫻井 敏雄 ⑦ 佐野 光治 ④ 柴田 治雄 ① 高橋 正勝 ⑤ 塚本 一郎 ① 寺崎 敏治 ② 中村 絢一 ④ 林 慶隆 ③ 藤田 益一 ⑥ 宮崎 甚一 ⑧ ●高岡南支店地区 総代定数 11 名 総代数 11 名 斉藤 靖弘 ① 杉本 進 ① 塚本 勝王 ⑦ 樋口 威作夫 ⑤ 宮丸 賢二 ⑧ 山邊 慎治 ④ 吉田 登 ② (株)古城モーターズ ④ (株)曾田 ④ (有)中村製作所 ④ 山岡石材工業(株) ④ ●射水支店地区 総代定数 5 名 総代数 5 名 佐々木 章 ⑥ 新田 一夫 ③ 横山 登 ① 米山 幸男 ⑥ 高田建設(株) ④
---	---	--	---	---

(注) 氏名の後に就任回数を○付き数字で記載しています。なお、就任回数が10回以上となる場合は◎で表示しています。

●組織図



●役員の状況

理 事 長	柳 野 隆 之
専 務 理 事	山 本 保 彦
常 務 理 事	舘 井 潔
常 勤 理 事	朝 倉 康 之
常 勤 理 事	古 岡 正 秀
理 事	竹 平 栄 太 郎
理 事	山 本 賢 治
理 事	宮 野 兼 美

(平成27年6月24日現在)

常 勤 監 事	水 戸 哲 男
監 事	菊 野 一 裕
監事（員外監事）	河 村 拓 栄

(注) 当組合は、職員出身者以外の理事5名の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。

●会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

●職員数

	平成25年度	平成26年度
男 子	86人	84人
女 子	55人	55人
合 計	141人	139人

(注) 常勤役員、嘱託が含まれています。

●出資金および組合員数

(単位：人、百万円)

	平成25年度		平成26年度	
	組合員数	出資金	組合員数	出資金
個 人	22,446	994	22,387	1,060
法 人	1,744	217	1,742	226
合 計	24,190	1,211	24,129	1,287

店舗一覧、ATM

●店舗一覧

金融機関コード 2404

店 舗 コード	店 舗	郵便番号	住 所	電話番号	ATMご利用時間			
					平日	土曜日	日曜日	祝日
007	本店営業部	930-8681	富山市大手町 3-5	076-421-5541	8:00～20:00	9:00～17:00		
001	砺波支店	939-1371	砺波市栄町 5-26	0763-32-3351				
008	出町支店	939-1366	砺波市表町 6-9	0763-33-5533				
002	庄東支店	939-1438	砺波市安川 864-1	0763-37-1144	8:45～19:00			
003	庄川支店	932-0305	砺波市庄川町金屋 2678-1	0763-82-0248				
005	戸出支店	939-1104	高岡市戸出町 2-7-12	0766-63-1150				
006	福光支店	939-1635	南砺市福光 7064-1	0763-52-1122	8:00～20:00			
011	福野支店	939-1568	南砺市福野 1762	0763-22-2218	8:45～19:00			
004	城端支店	939-1861	南砺市城端 180-1	0763-62-0323				
010	井波支店	932-0217	南砺市本町 2-11	0763-82-1756				
009	針原支店	931-8431	富山市針原中町 311-1	076-451-2288	8:00～20:00			
013	魚津支店	937-0066	魚津市北鬼江 1-3-25	0765-22-3133				
031	高岡支店	933-0913	高岡市本町 2-1	0766-23-3580				
034	高岡南支店	933-0866	高岡市清水町 2-3-29	0766-23-3178	8:45～19:00			
038	射水支店	939-0275	射水市八塚 483-1	0766-52-5525				

●けんしんの ATM は次のサービスを提供しています。

1. 全店のATMが年365日稼働しています。
 2. 定期預金のお預入れができます。
 3. 現金によるお振込の取扱いができます。
 4. 振込カード発行の取扱いをしています。
 5. 法人ICキャッシュカード発行の取扱いをしています。
 6. 硬貨のお取扱いが可能です。
- ※詳しくは、当店窓口までご照会ください。

●北陸銀行との ATM 相互開放

当組合は、北陸銀行とATMを相互開放しています。対象となるATMは、北陸銀行の店舗内ATMと北陸銀行幹事の店舗外ATMです。ご利用できます取引は、キャッシュカード(CD)による引き出しと残高照会です。

●自動機器設置状況

区 分	ATM (現金自動預払機)
店 舗 内	15

●セブン銀行とのATM提携

セブン・イレブン、イトーヨーカドーなどにあるセブン銀行ATMにて、当組合キャッシュカードが24時間365日、全国どこでもご利用いただけます。

●サービス内容 当組合キャッシュカードによる「お引出し」「お預入れ」「残高照会」

●ご利用時間帯

	0:00	8:45	9:00	14:00	18:00	24:00
平日	108円		無料		108円	
土曜日	108円				108円	
日曜・祝日					108円	

※「残高照会」は、いつでも無料です。

※通帳による取引はできません。

※法人ICキャッシュカード、法人ローンカードは利用できません。

●ご利用限度額 1日あたり お引出し100万円、お預入れに制限はありません。

●CD・ATMご利用の時間帯と利用手数料(払戻1回につき)

	時間帯	けんしん ATM	北陸銀行 店舗内ATM	北陸銀行幹事 店舗外ATM
平 日	8:00 ~ 8:45	108 円	108 円	108 円
	8:45 ~ 18:00	無料	無料	無料
	18:00 ~ 20:00	108 円	108 円	108 円
土曜日	9:00 ~ 14:00	無料	108 円	108 円
	14:00 ~ 17:00	108 円	108 円	108 円
日曜日・祭日等	9:00 ~ 17:00	108 円	108 円	108 円

※「しくみお得ネット」の表示のある信用組合間で、平日8:45~18:00、土曜日9:00~14:00のATMでの出金手数料が無料となります。

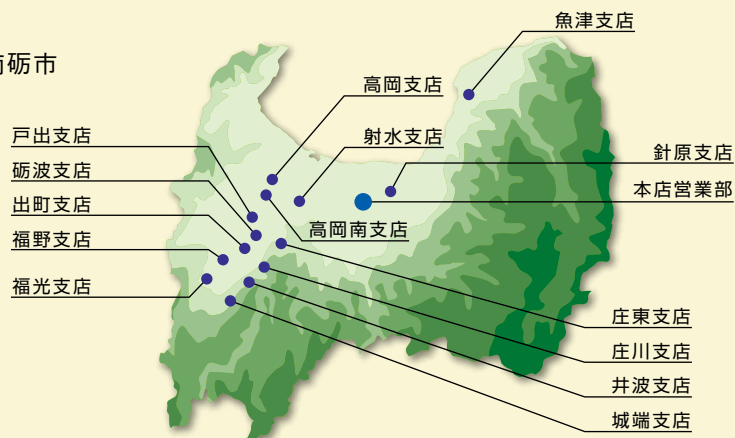
※北陸銀行以外の金融機関については、その金融機関所定の提携金融機関カード手数料が掛かります。

営業地域一覧、当組合のあゆみ

●営業地域一覧

[店舗所在一覧]

富山市・魚津市・高岡市・射水市・砺波市・南砺市



●当組合のあゆみ

昭和	26. 12	中越信用組合設立	17. 1	決済用預金(無利息型普通預金)取扱開始
	27. 12	高陵信用組合設立	17. 9	井波支店新築
	30. 12	井波信用組合設立	17. 11	全店に「創業・新事業・経営相談窓口」を開設
	32. 10	富山県たばこ信用組合設立	18. 4	「けんしん防犯パトロール隊」を結成
	63. 4	4組合合併により、富山県信用組合として発足	20. 7	高岡支店移転
平成	63. 10	魚津支店 新設開店	20. 9	北陸銀行とATM相互開放
	5. 12	外国為替取扱業務認可	20. 9	高岡支店に定塚支店、高岡北支店を統合
	6. 3	国債証券取扱業務認可	20. 12	本店営業部に藤の木支店、大沢野支店を統合
	12. 3	城端支店新築	21. 10	城端支店に五ヶ山支店を統合
	12. 3	デビットカード取扱開始	21. 10	高岡南支店に横田支店を統合
平成	12. 4	郵便貯金ATM相互利用開始	21. 11	全店ATM年365日稼働
	12. 4	インターネットバンキング・モバイルバンキングサービス開始	21. 11	本部、砺波市に移転
	13. 11	損害保険販売開始	23. 12	けんしん創立60周年
	15. 12	全店に「創業・新事業相談窓口」を開設	25. 2	でんさいネット取扱開始
	16. 6	新日本監査法人による会計監査を導入	25. 3	セブン銀行とATM提携
	16. 8	中期国債(2年・5年)の窓販取扱開始	26. 4	福光支店新築

店舗一覧、ATM・営業地域一覧、当組合のあゆみ

●預金商品

(平成27年7月1日現在)

種 類		商品内容	お預入期間	お預入金額
総合口座		1 冊の通帳で普通預金に担保として定期預金をセットし必要な時には担保預金の 90%、最高 999 万円まで自動的に融資が受けられます。	普通預金はいつでも出し入れ自由	普通預金は 1 円、定期預金は 1 万円以上自動継続扱いです。
普通預金		給与・年金・配当金などの自動受取り、公共料金などの自動支払に便利です。	出し入れ自由	1 円以上
無利息型普通預金		お利息のつかない普通預金で決済用預金に該当し、残高にかかわらず預金保険制度により全額保護されます。	出し入れ自由	1 円以上
貯蓄預金		普通預金より有利なお利息です。なお、給与・年金・配当金の受取り、公共料金の自動支払はご利用できません。（個人の方専用）	出し入れ自由	1 円以上
	スーパーミリオン積立	お預入れ残高が 100 万円以上になった場合、自動的にスーパー定期預金（1 年満期）と同じ金利になります。	出し入れ自由	1 円以上
当座預金		現金を持ち歩かずに資金を効率的に活かす商取引に安全で便利な手形・小切手をご利用いただけます。	出し入れ自由	1 円以上
通知預金		まとまったお金の短期運用に最適です。	7 日以上	1 万円以上
納税準備預金		税金の納付資金専用の預金で、利息は非課税です。	入金はいつでも	1 円以上
定期積金		積立期間を決めて少しずつつみりなく貯める預金で、満期日にまとまった給付金をお受け取りいただけます。	6 カ月以上 5 年まで	月額 1,000 円以上
	定期積金「翼」	本定期積金の満期金を定期預金に振替した場合、満期金額の 2 倍を限度に所定の金利が上乘せされます。	3・4・5 年	月額 10,000 円以上 1,000 円単位
定期預金	スーパー定期預金	1,000 万円未満の余裕資金の運用に最適です。個人の方のみ複利型もお取扱いただけます。	定型方式は 1 カ月・3 カ月・6 カ月・1 年・2 年・3 年・4 年・5 年です。 満期日指定方式は 1 カ月超 5 年未満で満期日が指定できます。	100 円以上
	大口定期預金	1,000 万円以上のまとまった資金の運用に最適な預金です。	定型方式は 1 カ月・3 カ月・6 カ月・1 年・2 年・3 年・4 年・5 年です。 満期日指定方式は 1 カ月超 5 年未満で満期日が指定できます。	1,000 万円以上
	期日指定定期預金	お利息は 1 年ごとの複利計算で、1 年据置後は 1 カ月前に満期日の指定ができ、預金の一部（1 万円単位）でも解約ができる定期預金です。（個人の方専用）	据置期間 1 年 最長預入期間 3 年	100 円以上
	変動金利定期預金	お預け入時に約定した金利が 6 カ月ごとに見直される預金です。個人の方のみ複利型もお取扱いただけます。	定型方式は 1 年・2 年・3 年です。 満期日指定方式は 1 年超 3 年未満で満期日が指定できます。	100 円以上
	据置定期預金	お利息は 6 カ月ごとの複利計算で預入期間に応じて利率がステップアップする定期預金です。（個人の方専用）	据置期間 6 カ月 最長預入期間 5 年	100 円以上
財形預金	一般財形預金	貯蓄目的は自由な預金ですが、課税扱いになります。	3 年以上	1,000 円以上
	財形住宅預金	住宅取得および増改築資金づくりに適した預金です。財形年金預金と合算で、元金 550 万円までお利息は非課税です。	5 年以上	1,000 円以上
	財形年金預金	将来の年金としてお受け取りいただくための預金です。財形住宅預金と合算で、元金 550 万円までお利息は非課税です。	積立期間 5 年以上 据置期間 6 カ月以上 5 年以内 受取期間 5 年以上 20 年以内	1,000 円以上

●事業向けご融資

(平成27年7月1日現在)

種 類	資金のお使いみち	ご融資金額	ご融資期間	担保・保証人
一般のご融資 手形割引 手形貸付 証書貸付 当座貸越	一般商業手形の割引 仕入資金など短期運転資金 設備資金など長期資金 約定金額までの当座決済資金	詳しくは、最寄りの営業店へお問合せください。		
各種制度融資	富山県・各市町制度融資	詳しくは、最寄りの営業店へお問合せください。		
事業者カードローン	運転・設備資金	100万円～2,000万円以内	1年または2年	県信用保証協会(不動産等)
けんしん 小口事業資金	運転・設備資金	500万円以内	運転資金 5年以内 設備資金 7年以内	必要に応じて
スーパーフリーローン	個人事業者さまの運転・設備資金	10万円～500万円以内	10年以内	保証会社
スマートカードローン	個人事業者さまの運転・設備資金	10万円～300万円以内	1年ごとの自動更新(72歳まで)	保証会社

●個人向け融資

(平成27年7月1日現在)

種 類	資金のお使いみち	ご融資金額	ご融資期間	担保・保証人
住宅ローン	自己居住用住宅の購入および土地取得・新築・増改築・借換資金	100万円～10,000万円以内	35年以内	保証人、保証会社(不動産等)
リフォームローン	住宅のリフォーム・住宅機器購入等	10万円～1,000万円以内	20年以内	保証人、保証会社(不動産等)
マイカーローン	マイカー・オートバイ購入資金・借換資金・車検・修理資金等	10万円～500万円以内	6ヵ月～10年以内	保証会社
奨学ローン	受験・進学・在学資金・借換資金	10万円～500万円以内	15年以内 (据置期間含む)	保証会社
教育カードローン	学費や在学中の生活費等	50万円～500万円以内	入学前6ヵ月+4年 (大学院等6年制は+6年)	保証会社
シルバーライフローン	お使いみち自由	10万円～100万円以内 ただし、前年度年収の50%以内	6ヵ月～5年以内	保証会社
フリーローンチョイス	お使いみち自由	10万円～500万円以内	13ヵ月～10年以内	保証会社
スーパーフリーローン	お使いみち自由	10万円～500万円以内	6ヵ月～10年以内	保証会社
フリーローン「ビッグ」	お使いみち自由	10万円～1,000万円以内	13ヵ月～10年以内	保証会社
カードローン	お使いみち自由	30万円・50万円・100万円・ 200万円・300万円の5コース	3年ごとの自動更新 (65歳まで)	保証人、保証会社
スマートカードローン	お使いみち自由	10万円～300万円以内	1年ごとの自動更新 (72歳まで)	保証会社
カードローン「ビッグ」	お使いみち自由	10万円～1,000万円以内	1年ごとの自動更新 (70歳まで)	保証会社

詳しくは、最寄りの営業店へお問合せください。

●代理店業務一覧

- ・独立行政法人住宅金融支援機構代理店
- ・独立行政法人中小企業基盤整備機構代理店
- ・株式会社日本政策金融公庫代理店
- ・独立行政法人勤労者退職金共済機構
- ・株式会社商工組合中央金庫代理店
- ・独立行政法人農林漁業信用基金代理店
- ・全国信用協同組合連合会代理店
- ・富山県収納代理金融機関
- ・独立行政法人福祉医療機構代理店
- ・県下主要市町収納代理金融機関

●各種サービス・その他業務

(平成27年7月1日現在)

種 類	サービスの内容
自動受取サービス	国民年金、厚生年金、配当金、各種保険金等がお客さまの口座に自動的に振り込まれます。その都度、お受け取りに出かける手間も省け期日忘れのご心配がなくなるほか、預金口座に振り込まれた日からお利息がつきますのでお得です。
自動支払サービス	電気料、電話料、ガス料、水道料、NHK受信料のほか税金、各種保険料等を普通預金(総合口座)・当座預金から自動的にお支払いいたしますので、集金日のわずらわしさがなくなります。
給与振込	給与、ボーナスが安全・確実にお客さまのご指定いただく預金口座に振り込まれます。また、振り込まれた口座から自動的に公共料金のお支払い、定期積金等ができて大変便利です。
内国為替	当組合を窓口として全国どここの金融機関へでも送金、振込、手形・小切手等の取り立てができ安全・確実です。
外国為替	全信組連を外為店として、取り次ぎいたしております。海外への送金や、輸出入取引にご利用下さい。
国債窓販	国債の窓口販売および買取りを行っています。現在長期国債(10年)、中期国債(2年・5年)を取り扱っております。
株式の払込	会社の設立や増資をされる場合の株式払込金の受け入れ事務の取り扱いをしております。
貸金庫	預金証書・有価証券・権利証・貴金属など大切な財産の保管にご利用ください。お手軽な料金で大切な財産を安全・確実にお守りします(砺波支店でご利用いただけます)。
クレジットカード	お買い物、ご旅行、お食事等あなたのサインおひとつでOK。キャッシングサービスも受けられる便利なカードです。しんくみビーターパンカード、JCB等各種クレジットカードをお取り扱いしています。
キャッシュカード	けんしんのキャッシュコーナーをはじめ、全国各地の信用組合・ゆうちょ銀行・銀行・信託銀行・信用金庫・農協・労働金庫のキャッシュコーナーで預金のお引き出しができます。また、けんしん・ゆうちょ銀行・入金ネットの表示がある金融機関は、お預入れもできます。セブン銀行ATMでは、入出金、残高照会ができます。
「しんくみお得ネット」サービス	「しんくみお得ネット」の表示のある信用組合間で、平日8:45～18:00、土曜日9:00～14:00のATMでの出金手数料が無料となります。
デビットカードサービス	デビットカードサービス加盟店(J-Debit(ジェイデビット)のマークのある店舗)で、キャッシュカードを利用しお買い物ができ、代金は預金口座から即時決済できるサービスです。
相互入金サービス	全国各地の相互入金業務提携金融機関(信用組合・第二地銀・信用金庫・労働金庫のうち入金ネットの表示がある金融機関)のATMでは、けんしんのキャッシュカードで、また、けんしんのATMでは提携金融機関のキャッシュカードでお預入れができます。
他行カード振込サービス	全国各地の他行カード振込業務提携金融機関(信用組合・都市銀行・地方銀行・第二地銀・信用金庫)のATMでは、けんしんのキャッシュカードで、また、けんしんのATMでは提携金融機関のキャッシュカードでお振込みができます。
暗証番号変更手続き	ATMによる暗証番号変更のお取り扱いをしています。
インターネットiモードサービス	インターネット、モバイル(携帯電話)により、残高照会、入出金明細照会及び資金移動がいつでもどこでもサービスの提供が受けられます。
でんさいネットサービス	手形・振込に代わる新しい資金決済サービスです。ご利用される場合は、窓口での書面によるお手続きとなります。
公共工事の前払金	東日本建設業保証(株)の指定金融機関として、公共工事の前払金の取扱いをいたします。
キャッシングサービス	けんしんのキャッシュコーナーで、JCB・VISA等のキャッシングサービスがご利用いただけるほか、JCB・VISA等はご返済もご利用いただけます。
保険商品の窓口販売	(株)損保ジャパンとの損害保険代理店契約により住宅ローン利用者向け長期火災保険「はーむジャパン」を販売しています。住宅ローンとあわせてご利用ください。
ATMネットワーク	富山県内に15店舗のネットワークをもち、けんしんのカードは15店舗で年365日ご利用いただけます。また、けんしんは北陸銀行とATMを相互開放致しており、北陸銀行の店舗内ATMと北陸銀行幹事の店舗外ATMで、キャッシュカードによる引出しと残高照会がご利用いただけます。
しんくみネット	全国の信用組合の組合員ネットワークのことで、組合員向けのビジネスマッチングならびにビジネスコラムを行っています。

●振込・送金手数料（1件につき）

種類	宛所	振込金額等	手数料
窓口振込 (電信扱い)	店内宛	5万円未満	無料
		5万円以上※手数料は現金扱いで非組合員のみ。	216円
	当組合 本支店宛	5万円未満	324円
		5万円以上	540円
	他行宛	5万円未満	648円
		5万円以上	864円
窓口振込 (文書扱い)	店内宛	5万円未満	無料
		5万円以上※手数料は現金扱いで非組合員のみ。	216円
	当組合 本支店宛	5万円未満	324円
		5万円以上	540円
	他行宛	5万円未満	648円
		5万円以上	864円
文書振込 (交換所取扱分)	他行宛 (同一交換所内)	※公金は手数料不要	129円
ATMからの 振込	店内宛	5万円未満	無料
		5万円以上	無料
	当組合 本支店宛	5万円未満	216円
		5万円以上	432円
	他行宛	5万円未満	432円
		5万円以上	648円
インターネット・モバイル バンキングから の振込	店内宛	5万円未満	無料
		5万円以上	無料
	当組合 本支店宛	5万円未満	108円
		5万円以上	216円
	他行宛	5万円未満	324円
		5万円以上	540円
定額自動振込	店内宛	5万円未満	無料
		5万円以上	無料
	当組合 本支店宛	5万円未満	216円
		5万円以上	432円
	他行宛	5万円未満	432円
		5万円以上	648円
	年間手数料		648円
給与振込	店内宛		無料
	当組合本支店宛		無料
	他行宛		108円
地方税振込	他行宛		432円
	当組合本支店宛		432円
送金	他行宛（普通）		648円
	他行宛（至急）		864円
	当組合本支店宛		無料
振込・送金の 訂正	他行宛		216円
振込・送金の粗戻料	当組合本支店宛・他行宛		648円

●代金取立手数料（1通につき）

項目		代手
同一交換所内		無料
県内交換所内		432 円
他 信 組 委 託	普通	648 円
	至急	864 円
そ の 他	不渡り手形返却料	648 円
	取立手形組戻し料	648 円
	取立手形店頭呈示料	648 円

●現金自動機（ATM）利用手数料

ご利用時間	当組合カード	提携金融 機関カード
平日	8:00～8:45	108円
	8:45～18:00	無料
	18:00～20:00	108円
土曜日	9:00～14:00	無料
	14:00～17:00	108円
日曜日・祝日	9:00～17:00	108円

(注) しんくみお得ねっと提携信用組合カードは無料です。

●でんさいネット利用手数料

種類	項目	手数料
月額基本料	債務者利用手数料	1,080円
	※但し、平成27年9月末日まで無料といたします。	
	債権者利用手数料	無料

●記録等の請求（1件につき）

種類	項目	手数料
発生記録請求	当組宛	324円
	他行宛	648円
譲渡記録請求	当組宛	162円
	他行宛	324円
分割記録請求	当組宛	324円
	他行宛	648円
割引譲渡記録請求		無料
変更記録請求		324円
支払等記録請求		324円
保証記録請求		324円
決済事務手数料	(但し、平成27年9月末日までは無料といたします。)	216円

●iサービス利用手数料

項目	申込手数料	月額利用料	変更再登録手数料
インターネットバンキング	2,160円	108円	540円
モバイルバンキング	—	108円	540円

●当座関係手数料

(平成27年4月1日現在)

種類	項目	手数料
小切手帳	1冊につき (50枚綴り)	648円
約束手形帳・為替手形帳	1冊につき (50枚綴り)	864円
自己宛小切手発行手数料	1枚につき	540円

●窓口両替手数料

(お持込枚数またはお持帰り枚数(紙幣・硬貨の合計)のうちいずれか多い枚数)

枚数	手数料
1枚～100枚	無料
101枚～300枚	108円
301枚～1,000枚	324円
1,001枚～2,000枚	648円
2,001枚以上1,000枚刻み	324円加算

●融資関係手数料

商 品		項 目	明 細	手数料
証書貸付繰上償還・条件変更手数料	事業性融資	全額繰上償還	500万円未満	10,800円
			500万円以上1,000万円未満	16,200円
			1,000万円以上	21,600円
			但し、借入後7年超経過の場合	無料
		一部繰上償還	全て	16,200円
	条件変更	全て (但し、一部繰上償還手数料と重複して徴求しません。)	16,200円	
	住宅ローン	全額繰上償還	500万円未満	10,800円
			500万円以上1,000万円未満	21,600円
			1,000万円以上	32,400円
			但し、借入後10年超経過の場合	無料
一部繰上償還		全て	10,800円	
条件変更	全て (但し、一部繰上償還手数料と重複して徴求しません。)	10,800円		
他者への貸金 その消口	全額繰上償還	全て	5,400円	
	一部繰上償還	全て	5,400円	
	条件変更	全て (但し、一部繰上償還手数料と重複して徴求しません。)	5,400円	

項 目	明 細	手数料
新規証書貸付事務取扱手数料		1,080円
固定金利特約	再特約選択時	10,800円
	固定特約から変動金利への変更	10,800円
	但し、固定特約期間終了時	無料
	変動金利から固定特約への変更	10,800円
	追加設定	32,400円
不動産担保設定	新規設定	16,200円
	追加設定	16,200円
	但し、住宅ローン・アパート・マンション建築ローン	無料
不動産担保抹消	アパート・マンション建築ローン	54,000円
	全部抹消	無料
	一部抹消	16,200円
不動産担保変更	極度額・順位・債務者変更等	16,200円
公的融資のつなぎ融資（プロパー）		10,800円
手形貸付手形用紙1枚		216円

項目		手数料	
取 割 引 手 数 料 形	同一交換所内	216 円	
	県内交換所内	432 円	
	他 信 組 委 託	普通	648 円
		至急	864 円
	その他	不渡り手形返却料	648 円
		割引手形買戻し料	648 円

●各種手数料

種 類	項 目	手数料	
証明書 (1 通につき)	残高証明書 (都度発行)	432 円	
	残高証明書 (継続発行)	432 円	
	残高証明書 (監査法人向け)	3,240 円	
	支払利息証明書	432 円	
	融資可能証明書	10,800 円	
	支払承諾保証書 ※別途、保証料が加算されます。	2,160 円	
	住宅取得控除証明書	432 円	
	その他証明書	432 円	
取扱明細書 (1 回につき)	※発行期間が12ヶ月を超える場合は、12ヶ月を1回とします。 ※年金払込み記録に係るものは無料です。	324 円	
新規発行	キャッシュカード (個人のみ)	無料	
	IC キャッシュカード (個人・法人)	1,080 円	
再発行 (1 件につき)	通帳・証書	1,080 円	
	キャッシュカード・IC キャッシュカード・ローンカード	1,080 円	
	出資証券	540 円	
	※既存の通帳・証書・カード等を回収できない場合に限る。但し、IC キャッシュカードは除く。		
キャッシュカードから IC キャッシュカードへの切替		1,080 円	
口座管理手数料 (年間)		1,296 円	
口座振替委託契約手数料		1 件当たり 54 円	
貸金庫 (年間)	大	10,800 円	
	中	6,480 円	
	小	5,400 円	
個人情報開示 請求	氏名、住所、電話番号、生年月日、勤務先 (勤務先名または、職業・電話番号)	一 括	864 円
	取引残高 (科目、口座番号、残高)	特定日毎	2,160 円
	取引の履歴に関する情報 例) 平成 26 年 3 月 25 日～平成 26 年 4 月 10 日は、2 ヶ月分として計算します。但し預金種類が複数の場合は、重複して請求はしない。	1 ヶ月分	540 円
	上記以外の情報	1 項目毎	1,080 円
	※ 郵送の場合、右記手数料の他に郵送 1 件につき 540 円 加算されます。		

(注) 本表の手数料は、消費税が含まれております。

けんしんNOW2015

資料編

[経営の状況]

[自己資本比率規制]

経理・経営内容

資金調達

資金運用

その他業務

自己資本の充実の状況について

経理・経営内容

貸借対照表

【資産の部】

(単位：千円)

科 目	年 度	平成25年度	平成26年度
(資産の部)			
現金		916,634	1,196,864
預け金		37,354,796	28,141,016
有価証券		30,067,580	42,536,987
国債		1,917,992	627,546
地方債		7,700,531	11,667,785
社債		14,523,265	19,480,454
株式		42,552	42,552
その他の証券		5,883,237	10,718,648
貸出金		47,556,708	47,076,865
割引手形		1,016,381	972,008
手形貸付		4,226,981	4,430,856
証書貸付		40,794,930	40,129,667
当座貸越		1,518,414	1,544,334
その他資産		749,575	667,171
未決済為替貸		1,922	1,864
全信組連出資金		397,900	397,900
未収収益		289,863	235,343
その他の資産		59,889	32,063
有形固定資産		943,315	901,734
建物		145,660	259,716
土地		569,834	558,511
リース資産		65,480	43,328
建設仮勘定		129,552	—
その他の有形固定資産		32,787	40,117
無形固定資産		26,388	22,236
ソフトウェア		13,971	10,128
その他の無形固定資産		12,417	12,107
繰延税金資産		55,595	9,414
債務保証見返		168,736	143,251
貸倒引当金		△442,228	△420,794
(うち個別貸倒引当金)		(△420,786)	(△400,101)
資産の部合計		117,397,102	120,274,748

【負債及び組合員勘定の部】

(単位：千円)

科 目	年 度	平成25年度	平成26年度
(負債の部)			
預金積金		113,287,997	115,956,059
当座預金		832,342	980,745
普通預金		17,615,982	18,536,420
貯蓄預金		343,664	255,653
通知預金		30,637	15,525
定期預金		90,000,411	91,381,657
定期積金		4,141,406	4,487,693
その他の預金		323,552	298,364
その他負債		379,247	408,611
未決済為替借		15,601	18,022
未払費用		218,315	260,019
給付補填備金		3,306	1,804
未払法人税等		5,245	5,282
前受収益		30,471	34,858
払戻未済金		3,679	7,642
リース債務		69,355	46,354
資産除去債務		10,358	10,387
その他の負債		22,913	24,238
賞与引当金		29,592	31,337
退職給付引当金		41,080	34,900
役員退職慰労引当金		24,910	12,920
その他の引当金		19,403	25,837
債務保証		168,736	143,251
負債の部合計		113,950,967	116,612,916
(純資産の部)			
出資金		1,211,943	1,287,070
普通出資金		1,211,943	1,287,070
利益剰余金		2,051,011	2,121,657
利益準備金		847,000	857,000
その他利益剰余金		1,204,011	1,264,657
特別積立金		1,010,000	1,010,000
当期末処分剰余金		194,011	254,657
組合員勘定合計		3,262,954	3,408,727
その他有価証券評価差額金		183,179	253,104
評価・換算差額等合計		183,179	253,104
純資産の部合計		3,446,134	3,661,831
負債及び純資産の部合計		117,397,102	120,274,748

経理・経営内容

貸借対照表の注記事項

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち債権のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価価額については、全部純資産算入法により処理しております。
3. 有形固定資産（リース対象を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- 建物 10年～40年
その他 2年～20年
4. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。
5. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。
6. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。上記以外の債権については、一定の経理毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績率等に基づき引当てております。
- 全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は6,390百万円であります。
7. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
8. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。
- なお、当組合は、後援事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（給付型厚生年金基金）を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は、次のとおりです。
- (1)制度全体の構立状況に関する事項（平成26年3月31日現在）
- | | |
|-------------------------------|------------|
| 年金資産の額 | 336,481百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 | 323,166百万円 |
| 差引額 | 13,315百万円 |
- (2)制度全体に占める当組合の掛金負担割合（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）
- 0.674%
- (3)補足説明
- 上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高29,865百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間18年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書上、特別基金40百万円を費用処理しております。
- なお、特別基金の額はあらかじめ定められた掛金率を当期拠出時の標準給与の額に乘じて算定されるため、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しておりません。
9. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
10. 睡眠借金払戻損失引当金は、負債計上を中止した借金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認められる額を計上しております。
11. 償失損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
12. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税方式によっております。
13. 有形固定資産の減価償却累計額 1,180百万円
14. 有形固定資産の圧縮記録額 156百万円
15. 貸出金のうち、破綻先債権額は377百万円、延滞債権額は2,138百万円であります。
- なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒引当計上した部分を除く。以下「未収利息計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のいから未までに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。
16. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は該当ありません。
- なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
17. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は62百万円あります。
- なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
18. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は2,578百万円であります。
- なお、15,から18に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
19. 手形割引により取得した銀行引受手形、商業手形、荷付替手形の帳面金額は、972百万円あります。
20. 担保に提供している資産は次のとおりであります。
- 担保提供している資産 預け金 10,050百万円
- 担保資産に対応する債務はありません。
21. 出資 1口当たりの純資産額は1,422円54銭です。
22. 金融商品の状況に関する事項
- (1)金融商品に対する取組方針
- 当組合は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。
- このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（A L M）をしております。
- (2)金融商品の内容及びそのリスク
- 当組合が保有する金融商品は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
- これら、有価証券は、主に債券及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
- また、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
- また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
- (3)金融商品に係るリスク管理体制
- (i)信用リスクの管理
- 当組合は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。
- これらの与信管理は、各営業店の各融資部により行われ、また、定期的に経営陣による融資審査会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。
- さらに、与信管理の状況については、融資部がチェックしております。
- 有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金システム部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
- (ii)市場リスクの管理
- (i)金利リスクの管理
- 当組合は、A L Mによって金利の変動リスクを管理しております。
- A L Mに関する規程には、リスク管理方法やリスク等の詳細を記しており、A L M委員会において決定されたA L Mに拠する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。
- 日常的には資金システム部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、経営管理部においてギャップ分析や金利感応度分析等のモニタリングを行い、理事会等に報告しております。
- (ii)価格変動リスクの管理
- 有価証券を含む市場運用商品の保有については、A L M委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余資運用規程に従い行われております。
- このうち、資金システム部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
- 資金システム部で保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。
- これらの情報は資金システム部を通じ、理事会及びA L M委員会において定期的に報告されております。
- (iii)市場リスクに係る定期的な情報
- 当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受けた主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」及び「預金補金」であります。
- 当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、有価期間1年、過去5年間の観測期間で計測される99パーセンタイルを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。
- 当該変動額の算定にあつては、対象の金融資産及び金融負債を（固定金利群と変動金利群に分けて、）それぞれ金利期間日に応じて適切な期間・残高を分解し、期間ごとの金利変動額を用いております。
- なお、金利以外の全てのリスク変数が一定であると仮定した場合の99パーセンタイル値を用いた時価は、692百万円減少するものと把握しております。
- 当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。
- (3)資金流動に係る流動性リスクの管理
- 当組合は、A L Mを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
- (4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
- 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等により場合、当該価額が異なることもあります。
- なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金補金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。
23. 金融商品の時価等に関する事項
- 平成27年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては記載を省略しております（（注2）参照）。
- また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)			
	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金（＊1）	28,141	28,292	151
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	3,559	3,649	90
その他有価証券	38,933	38,933	—
(3) 貸出金（＊1）	47,076		
貸倒引当金（＊2）	414		
	46,661	47,734	1,072
金融資産計	117,296	118,610	1,314
(1) 預金補金（＊1）	115,956	116,185	229
金融負債計	115,956	116,185	229

(＊1) 預け金、貸出金、預金補金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(＊2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示される価格によっております。

(3)貸出金

貸出金は、以下の①～④の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算定金額を帳簿価額方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

①6ヶ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが極端な価値については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額）。

②③以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利（L I B O R、スワップ金利）で割引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1)預金補金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金利率および期間ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利（L I B O R、スワップ金利）で割り引いた価額を時価とみなしております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式（＊1）	42
投資事業有限責任組合出資（＊2）	1
合 計	43

(＊1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(＊2) 投資事業有限責任組合出資については、組合財産が時価開示を把握することが極めて困難と認められるものも構成されているため、時価開示の対象としておりません。

24. 有価証券の時価、評価金額に関する事項は次のとおりであります。これらは、「国債」、「地方債」、「社債」、「外国債券」であります。以下22まで同様であります。

(1)売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2)満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】

貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債	—	—
地方債	697	703
社 債	902	932
そ の 他	759	834
小 計	2,359百万円	2,471百万円

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】

貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債	—	—
地方債	—	—
社 債	—	—
そ の 他	1,200	1,178
小 計	1,200百万円	1,178百万円
合 計	3,559百万円	3,649百万円

(注) 時価は当事業年度末における市場価格等に基づいております。

(3)その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

貸借対照表計上額	時 価	差 額
株 式	—	—
債 券	23,305	22,839
国 債	627	604
地方債	7,210	7,063
社 債	15,467	15,171
そ の 他	4,543	4,510
小 計	27,849百万円	27,350百万円

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

貸借対照表計上額	時 価	差 額
株 式	—	—
債 券	6,869	6,901
国 債	—	—
地方債	3,759	3,770
社 債	3,110	3,130
そ の 他	4,214	4,332
小 計	11,083百万円	11,233百万円
合 計	38,933百万円	38,933百万円

(注) 貸借対照表計上額は当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

25. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

26. 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却価額	売却価	売却損
6,474百万円	110百万円	—

27. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

償 還	1年以内	1年超	5年超	10年超
国 債	1,669百万円	5,214百万円	22,151百万円	1,893百万円
地方債	5	1,714	7,751	893
社 債	723	3,500	13,800	1,000
そ の 他	1,000	3,400	1,400	4,000
合 計	2,669百万円	8,614百万円	23,551百万円	6,493百万円

28. 当貸借対照表及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資実行額は、21,877百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが21,877百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるとは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約制度の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時に必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴収するほか、契約後も定期的に定める当組合の手続きに基づく顧客の業績等を監視し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

29. 繰上返済金資産及び繰上返済金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰上返済金資産	
貸出金債権有税分	1,079百万円
貸倒引当金貸入金限度額超過額	107百万円
減価償却引当金超過額	20百万円
退職給付引当金貸入金限度額超過額	9百万円
貸与引当金	8百万円
繰越欠損金	10百万円
その他	28百万円
繰延税金資産小計	1,266百万円
繰延税金負債小計	1,160百万円
繰延税金資産合計	1,066百万円
繰延税金負債合計	96百万円
繰延税金資産の純額	9百万円

経理・経営内容

損益計算書

(単位：千円)

科 目	年 度	平成25年度	平成26年度
経常収益		1,786,578	1,671,861
資金運用収益		1,522,168	1,436,831
貸出金利息		959,502	916,798
預け金利息		225,830	169,101
有価証券利息配当金		320,918	335,016
その他の受入利息		15,916	15,916
役務取引等収益		79,603	76,363
受入為替手数料		37,555	35,594
その他の役務収益		42,048	40,769
その他業務収益		119,736	122,008
国債等債券売却益		110,583	110,214
国債等債券償還益		—	—
その他の業務収益		9,152	11,793
その他経常収益		65,069	36,658
貸倒引当金戻入益		—	4,519
償却債権取立益		47,471	25,442
その他の経常収益		17,598	6,696
経常費用		1,657,146	1,551,611
資金調達費用		138,732	128,926
預金利息		133,831	125,723
給付補填備金繰入額		2,379	1,467
借入金利息		92	—
その他の支払利息		2,429	1,735
役務取引等費用		94,697	105,048
支払為替手数料		11,607	11,939
その他の役務費用		83,090	93,108
その他業務費用		12,878	22
国債等債券売却損		12,845	—
国債等債券償却		—	—
その他の業務費用		33	22
経費		1,267,411	1,276,915
人件費		786,541	782,636
物件費		465,163	478,865
税金		15,706	15,413
その他経常費用		143,425	40,699
貸倒引当金繰入額		1,929	—
貸出金償却		131,048	22,034
株式等売却損		—	—
株式等償却		—	—
その他の経常費用		10,447	18,664
経 常 利 益		129,431	120,250

(単位：千円)

科 目	年 度	平成25年度	平成26年度
特別利益		9,254	3
固定資産処分益		9,254	3
その他の特別利益		—	—
特別損失		126	10,676
固定資産処分損		126	469
減損損失		—	10,207
その他の特別損失		—	—
税引前当期純利益		138,559	109,577
法人税、住民税及び事業税		5,000	5,000
法人税等調整額		41,056	19,276
過年度法人税等		—	—
法人税等合計		46,056	24,276
当期純利益		92,503	85,301
繰越金（当期首残高）		101,507	169,355
当期末処分剰余金		194,011	254,657

損益計算書の注記事項

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たりの当期純利益 34円01銭
- 当期において、以下の資産について減損損失を計上しております。

地域	主な用途	種 類	減損損失(千円)
射水市内	営業用店舗1店	土地	10,202
富山市内	遊休不動産	その他有形固定資産	5
合計			10,207

営業用店舗については、営業用店舗単位に継続的な収支の把握を行い、遊休資産は各資産をグルーピングの最小単位としております。本部等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないところから、共用資産としております。

当事業年度に於いては、営業利益減少によるキャッシュ・フローの低下及び継続的な地価下落がみられる射水市内の店舗について、帳簿価格を回収可能価額まで減額し、当該減少額である10,202千円を減損損失として計上しております。また、富山市内の遊休不動産のうち、継続的な地価下落がみられる物件について、帳簿価額を回収可能価額まで減少し、当該減少額である5千円を減損損失として計上しております。

剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	年 度	平成25年度	平成26年度
当期末処分剰余金		194,011	254,657
剰余金処分別		24,655	26,088
普通出資に対する配当金		14,655	16,088
利益準備金		10,000	10,000
繰越金（当期末残高）		169,355	228,568

■法定監査の状況

貸借対照表、損益計算書および剰余金処分につきましては、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項の規定に基づき、新日本監査法人の監査を受けております。

独立監査人の監査報告書	
平成27年5月22日	
富山県信用組合 理事会 御中	
新日本有限責任監査法人	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 池田裕之 
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 安田康宏 
当監査法人は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項の規定に基づき、富山県信用組合の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案及び注記並びにその附属明細書について監査を行った。 計算書類等に対する経営者の責任 経営者の責任は、協同組合による金融事業に関する法律及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。 監査人の責任 当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。 監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。 当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。 監査意見 当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、協同組合による金融事業に関する法律及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。 利害関係 組合と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。	
以上	

■代表理事による財務諸表の適正性および内部監査の有効性の確認

私は当組合の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第64期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（又は損失金処理計算書）の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。 平成27年6月25日 富山県信用組合 理事長 柳野隆之 
--

経理・経営内容

●業務粗利益

(単位：千円)

科 目	年 度	平成25年度	平成26年度
資金運用収支		1,383,435	1,307,904
資金運用収益		1,522,168	1,436,831
資金調達費用		138,732	128,926
役務取引等収支		△15,093	△28,684
役務取引等収益		79,603	76,363
役務取引等費用		94,697	105,048
その他業務収支		106,857	121,985
その他業務収益		119,736	122,008
その他業務費用		12,878	22
業務粗利益		1,475,199	1,401,206
業務粗利益率		1.26%	1.19%

(注) 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定計平均残高}} \times 100$

●受取利息および支払利息の増減

(単位：千円)

項 目	年 度	平成25年度	平成26年度
受取利息の増減		31,544	△85,337
支払利息の増減		△31,110	△9,806

●総資金利鞘

(単位：%)

区 分	年 度	平成25年度	平成26年度
資金運用利回 (a)		1.30	1.22
資金調達原価率 (b)		1.23	1.21
総資金利鞘 (a - b)		0.07	0.00

●業務純益

(単位：千円)

科 目	年 度	平成25年度	平成26年度
業務純益		214,298	124,290

●経費の内訳

(単位：千円)

科 目	年 度	平成25年度	平成26年度
人件費		786,541	782,636
報酬給料手当		637,999	633,594
退職給付費用		12,859	15,290
その他		137,639	133,751
物件費		465,163	478,865
事務費		210,945	214,034
固定資産費		75,403	77,465
事業費		32,728	33,808
人事厚生費		18,520	17,678
有形固定資産償却		44,064	53,106
無形固定資産償却		3,783	4,152
その他		79,718	78,621
税金		15,706	15,413
経費合計		1,267,411	1,276,915

●総資産利益率

(単位：%)

区 分	年 度	平成25年度	平成26年度
総資産経常利益率		0.10	0.10
総資産当期純利益率		0.07	0.07

(注) 総資産経常（当期純）利益率 = $\frac{\text{経常（当期純）利益}}{\text{総資産（債務保証見返を除く）平均残高}} \times 100$

●預貸率および預証率

(単位：%)

区 分	年 度	平成25年度	平成26年度
預貸率	期末	41.97	40.59
	期中平均	41.32	40.60
預証率	期末	26.54	36.68
	期中平均	25.69	29.36

預貸率 預金量に対する貸出金の比率を表したものです。

預証率 預金量に対する有価証券の保有割合を表したものです。

●資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

(単位：百万円、%)

科 目	年 度	平成25年度			平成26年度		
		平均残高	利 息	利 回 り	平均残高	利 息	利 回 り
資金運用勘定		116,839	1,490	1.25	117,630	1,436	1.22
うち貸出金		47,409	986	2.07	47,012	916	1.95
預け金		39,548	232	0.52	36,223	169	0.46
有価証券		29,484	254	0.98	33,995	335	0.98
資金調達勘定		114,754	169	0.14	115,833	128	0.11
うち預金積金		114,725	162	0.14	115,775	127	0.10
譲渡性預金		—	—	—	—	—	—
その他		101	2	2.48	57	1	2.99

資金調達

●預金項目別平均残高

(単位：百万円、%)

年 度 項 目	平成25年度		平成26年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流動性預金	19,167	16.70	19,840	17.13
定期性預金	95,462	83.20	95,830	82.77
譲渡性預金	—	—	—	—
その他の預金	96	0.08	103	0.08
合計	114,725	100.00	115,775	100.00

「その他の預金」は別段預金、納税準備預金の合計です。

●定期預金の金利区分別残高

(単位：百万円、%)

年 度 項 目	平成25年度		平成26年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
固定金利	86,913	96.57	88,655	97.01
変動金利	3,087	3.43	2,726	2.98
その他	—	—	—	—
合計	90,000	100.00	91,381	100.00

●預金者別預金残高

(単位：百万円、%)

年 度 区 分	平成25年度		平成26年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個人	101,791	89.85	101,880	87.86
法人	11,496	10.14	14,075	12.13
一般法人	11,137	9.83	11,849	10.21
金融機関	64	0.05	46	0.03
公金	294	0.25	2,180	1.88
合計	113,287	100.00	115,956	100.00

●職員1人当たりおよび1店舗当りの預金残高

(単位：百万円)

区 分	平成25年度	平成26年度
職員1人当たりの預金残高	803	834
1店舗当りの預金残高	7,552	7,730

●財形貯蓄残高

(単位：百万円)

年 度 項 目	平成25年度	平成26年度
財形貯蓄残高	105	104

資金運用

●貸出金科目別平均残高

(単位：百万円、%)

年 度 科 目	平成25年度		平成26年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割引手形	1,118	2.35	979	2.08
手形貸付	4,114	8.67	3,951	8.40
証書貸付	40,648	85.73	40,613	86.38
当座貸越	1,527	3.22	1,468	3.12
合計	47,409	100.00	47,012	100.00

●貸出金業種別残高および構成比

(単位：百万円、%)

年 度 業種別	平成25年度		平成26年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
製造業	5,178	10.88	4,926	10.46
農業、林業	63	0.13	59	0.12
漁業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	184	0.38	173	0.36
建設業	3,892	8.18	4,296	9.12
電気・ガス・熱供給・水道業	1	0.00	38	0.08
情報通信業	37	0.07	44	0.09
運輸業、郵便業	907	1.90	772	1.63
卸売業、小売業	2,886	6.06	2,320	4.92
金融業、保険業	4,010	8.43	4,809	10.21
不動産業	3,518	7.39	3,570	7.58
物品賃貸業	182	0.38	214	0.45
学術研究、専門・技術サービス業	108	0.22	52	0.11
宿泊業	584	1.22	722	1.53
飲食業	742	1.56	768	1.63
生活関連サービス業、娯楽業	1,252	2.63	1,258	2.67
教育、学習支援業	2	0.00	—	—
医療、福祉	38	0.07	52	0.11
その他のサービス	1,767	3.71	1,732	3.67
その他の産業	529	1.11	473	1.00
小計	25,887	54.43	26,287	55.83
地方公共団体	8,092	17.01	7,583	16.10
雇用・能力開発機構等	—	—	—	—
個人(住宅・消費・納税資金等)	13,576	28.54	13,205	28.05
合計	47,556	100.00	47,076	100.00

●職員1人当たりおよび1店舗当りの貸出金残高

(単位：百万円)

区 分	平成25年度	平成26年度
職員1人当たりの貸出金残高	337	338
1店舗当りの貸出金残高	3,170	3,138

●貸出金使途別残高

(単位：百万円、%)

年 度 区 分	平成25年度		平成26年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
運転資金	28,171	59.23	28,474	60.48
設備資金	19,385	40.76	18,602	39.51
合計	47,556	100.00	47,076	100.00

●消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：百万円、%)

年 度 区 分	平成25年度		平成26年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
消費者ローン	1,079	8.81	1,162	10.05
住宅ローン	11,158	91.18	10,397	89.93
合計	12,237	100.00	11,560	100.00

●貸出金担保の種類別残高

(単位：百万円、%)

年 度 区 分	平成25年度		平成26年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
当組合預金積金	2,059	4.32	1,774	3.76
有価証券	13	0.02	13	0.02
動産	—	—	—	—
不動産	10,692	22.48	10,960	23.28
その他	—	—	—	—
小計	12,765	26.84	12,748	27.07
信用保証協会・信用保険	14,621	30.74	13,954	29.64
保証	10,075	21.18	8,117	17.24
信用	10,094	21.22	12,256	26.03
合計	47,556	100.00	47,076	100.00

●貸出金の金利区分別残高

(単位：百万円、%)

年 度 項 目	平成25年度		平成26年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
固定金利	28,889	60.74	28,791	61.15
変動金利	18,666	39.25	18,285	38.84
合計	47,556	100.00	47,076	100.00

経営管理体制

●貸出金償却額

(単位：百万円)

項 目	年 度	平成25年度	平成26年度
貸出金償却額		131	22

●貸倒引当金の内訳

(単位：百万円)

項 目	平成25年度		平成26年度	
	期末残高	増 減	期末残高	増 減
一般貸倒引当金	21	△ 6	20	△ 0
個別貸倒引当金	420	△177	400	△20
貸倒引当金合計	442	△184	420	△21

(注) 当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので、「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っておりません。

●リスク管理債権及び同債権に対する保全額

(単位：百万円、%)

区 分	年 度	残高 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (%) ((B)+(C))/ (A)
破綻先債権	平成25年度	606	528	77	100.00
	平成26年度	377	308	69	100.00
延滞債権	平成25年度	2,216	1,734	341	93.63
	平成26年度	2,138	1,681	333	94.25
3ヵ月以上延滞債権	平成25年度	—	—	—	—
	平成26年度	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	平成25年度	129	54	2	43.66
	平成26年度	62	42	0	67.84
合計	平成25年度	2,952	2,316	421	92.76
	平成26年度	2,578	2,032	403	94.45

※ 金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(参考) 平成26年度において、部分直接償却を38百万円実施しております。

- (注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、①会社更生法又は、金融機関等の更生手続の特例等の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者、②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者、③破産法の規定による破産の申立てがあった債務者、④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者、⑤手形交換所の取引停止処分を受けた債務者等に対する貸出金です。
2. 「延滞債権」とは、上記1.および債務者の経営再建又は支援(以下「経営再建等」という。)を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の未収利息不計上貸出金です。
3. 「3ヵ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金(上記1.2.を除く)です。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(上記1.～3.を除く)です。
5. 「担保・保証(B)」は、自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証等による回収が可能と認められる額です。
6. 「貸倒引当金(C)」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引き当てた金額を記載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。
7. 「保全率((B)+(C))/(A)」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。
8. これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

●金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

(単位：百万円、%)

区 分	年 度	債権額	担保・保証等	貸倒引当金	保全額	保全率	貸倒引当金 引当率
		(A)	(B)	(C)	(D)=(B)+(C)	(D)/(A)	(C)/((A)-(B))
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	平成25年度	1,618	1,330	287	1,618	100.00	100.00
	平成26年度	1,314	1,047	267	1,314	100.00	100.00
危険債権	平成25年度	1,212	938	132	1,071	88.36	48.53
	平成26年度	1,207	946	132	1,078	89.34	50.67
要管理債権	平成25年度	129	54	2	56	43.66	2.98
	平成26年度	62	42	0	42	67.84	0.41
不良債権計	平成25年度	2,959	2,322	423	2,745	92.77	66.43
	平成26年度	2,585	2,036	400	2,436	94.24	72.90
正常債権	平成25年度	44,816					
	平成26年度	44,681					
合計	平成25年度	47,775					
	平成26年度	47,266					

※ 金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(参考) 平成26年度において、部分直接償却を38百万円実施しております。

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する債権です。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
5. 「担保・保証等(B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
6. 「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。
7. 金額は決算後(償却後)の計数です。

資金運用

●有価証券種類別平均残高

(単位：百万円、%)

年 度 種 類	平成25年度		平成26年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国債	1,762	5.97	684	2.01
地方債	7,240	24.55	7,473	21.98
社債	14,681	49.79	17,806	52.37
株式	42	0.14	42	0.12
その他の証券	5,757	19.52	7,988	23.49
合計	29,484	100.00	33,995	100.00

●有価証券の時価等情報

(単位：百万円)

年 度 項 目	平成25年度			平成26年度		
	取得価格	時価	評価損益	取得価格	時価	評価損益
満期保有目的債券	6,699	6,642	△ 56	3,559	3,649	90
その他有価証券	23,115	23,368	253	38,627	38,977	349
株式	42	42	0	42	42	0
債券	20,065	20,299	234	29,740	30,175	435
その他	3,007	3,025	18	8,844	8,759	△85
合計	29,815	30,011	196	42,187	42,627	440

(注) 1. 時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。
2. 「その他有価証券」のうち、「債券」は国債・地方債・社債、「その他」は外国証券及び投資信託等です。

●有価証券種類別・残存期間別残高

(単位：百万円、%)

年 度 種 類	平成25年度						平成26年度					
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	期間の さだめの ないもの	種類別 合計	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	期間の さだめの ないもの	種類別 合計
国債	1,303	5	600	—	—	1,908	5	—	600	—	—	605
地方債	1,362	724	5,126	300	—	7,512	940	1,714	7,751	893	—	11,300
社債	1,600	3,323	9,200	100	—	14,223	723	3,500	13,800	1,000	—	19,023
株式	—	—	—	—	42	42	—	—	—	—	42	42
その他の証券	600	2,700	400	2,200	—	5,900	1,000	3,400	1,400	4,600	401	10,801
合計	4,865	6,752	15,326	2,600	42	29,587	2,669	8,614	23,551	6,493	444	41,773

(注) 債券は額面で表示しております。

●金銭信託、デリバティブ等商品

金銭の信託、デリバティブ等商品の残高はありません。

●商品有価証券種類別平均残高

商品有価証券は保有しておりません。

その他業務

●内国為替取扱実績

(単位：百万円)

区 分	年 度	平成25年度		平成26年度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
送金・振込	他の金融機関向け	49,658	32,294	47,606	32,242
	他の金融機関から	62,166	33,001	61,289	33,619
代金取立	他の金融機関向け	233	116	281	173
	他の金融機関から	695	642	584	526

●外貨建資産残高

該当はありません。

●外国為替取扱高

(単位：百万円)

区 分	年 度	平成25年度	平成26年度
		金 額	金 額
貿易	輸出	—	—
	輸入	—	—
貿易外	外国送金等	2	6
	両替	—	—
合計		2	6

●国債窓販実績

(単位：百万円)

区 分	年 度	平成25年度	平成26年度
国債		5	5

●代理貸付残高の内訳

(単位：百万円、%)

区 分	年 度	平成25年度		平成26年度	
		金 額	構成比	金 額	構成比
全国信用協同組合連合会		—	0.00	—	0.00
商工組合中央金庫		109	10.56	99	10.84
日本政策金融公庫		9	0.87	6	0.65
住宅金融支援機構		868	84.10	770	84.33
福祉医療機構		45	4.36	36	3.94
合計		1,032	100.00	913	100.00

●債務保証見返担保別残高

(単位：百万円、%)

項 目	年 度	平成25年度		平成26年度	
		金 額	構成比	金 額	構成比
当組合預金積金		—	—	—	—
不動産		—	—	—	—
その他		—	—	—	—
小計		—	—	—	—
信用保証協会・信用保険		90	53.57	81	56.64
保証		78	46.42	62	43.35
その他		—	—	—	—
合計		168	100.00	143	100.00

●公共債引受額

該当事項はありません。

自己資本の充実の状況について

定性的な開示事項

●自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金、及び利益剰余金等により構成されております。
なお、当組合の自己資本調達手段の概要は右のとおりです。

発行主体	富山県信用組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	3,410 百万円

●自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しては、自己資本比率規制に対応した所要自己資本管理と内部管理としての統合的リスク管理で自己資本充実度の評価を行っております。

統合的リスク管理においては、計量化されたリスク量（市場リスク量等）が定められた各リスク限度の範囲内に収まっているか、さらに、一定の条件下で計測されたリスク量などを四半期毎にモニタリングして、自己資本が十分であるかどうかを評価する態勢になっております。

一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収益計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策として考えております。

●信用リスクに関する事項

リスクの説明	信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当組合の資産の価値が減少ないし消失し、損失を受けるリスクのことをいいます。
管理方針・体制	当組合では、信用リスクを当組合が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、安全性・公共性・流動性・成長性・収益性の5原則に則した、厳格な審査基準に基づく審査を行うとともに、問題債権については融資実行後も定期的に信用状況の再評価を行うなど、日常管理の徹底にも留意しております。
評価・計測	当組合では、「資産自己査定実施規程」および「償却・引当規程」に基づいた適切な資産の自己査定を行い、貸出金等の資産内容の健全性を厳しくチェックし、回収ができないと見込まれる金額については全額引当処理し、資産内容の健全性に努めております。

●貸倒引当金の計算基準

貸倒引当金は、「資産自己査定実施規程」および「償却・引当規程」に基づき、一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。また、個別貸倒引当金にあたる破綻懸念先は、担保・保証を除いた未保全額に対して個別債権ごとにキャッシュフローを控除した金額と貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じた金額を合算し算出しており、実質破綻先・破綻先は担保・保証を除いた未保全額の全額を算出しております。

●リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

- リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付は、以下の適格格付による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関

株式会社格付投資情報センター（R & I）
株式会社日本格付研究所（J C R）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ（S & P）

- リスク・ウェイトの判定にあたり使用するカントリーリスク・スコアは、主に以下の通りです。

エクスポートジャー	カントリーリスク・スコア
金融機関向けエクスポートジャー	日本貿易保険

●信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポートジャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポートジャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当組合では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポートジャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当組合では、適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公営企業等金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、および金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がAーまたはA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポートジャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っております。なお、主要な担保の種類は自組合預金です。

●派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

該当事項はありません。

●証券化エクスポートジャーに関する事項

該当事項はありません。

自己資本の充実の状況について

●オペレーショナル・リスクに関する事項

リスクの説明	オペレーショナル・リスクについては、主なものとして事務リスク・システムリスクが挙げられ、また、その他リスクとして法務リスク・人的リスク・有形資産リスク・風評リスク等があります。事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことによるリスクをいい、システムリスクとは、コンピュータの不正使用、システムのダウンまたは誤作動等システムの不備、さらにデータ改ざん、情報漏洩等のリスクをいいます。また、その他リスクとしての法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスク等についても、各リスクの発生を原因として、当組合が損害を被るリスクをいいます。
管理方針・体制	当組合では、事務リスクについて、検査部門による全店への総合検査を年1回実施するほか部分検査を実施するとともに、各営業店においても毎月店内検査の実施を義務付け、事故の未然防止に努めております。また、経営管理部事務管理課は、事務規定・各種マニュアルに基づき適切な事務指導を実施するとともに、経営管理部および関連部により事務処理の厳正化と事務ミスや不正を未然防止するための内部管理態勢の充実・強化を図っております。 システムリスクについては、「システムリスク管理規程」に基づき、システムの安全稼働やセキュリティに万全を期して、障害等の発生を未然に防止するとともに、また発生した場合は、早期の回復、被害・影響の極小化を図ることで、損失を最小限に止めるよう努めております。 その他リスクの管理体制についても、各リスク担当部署により必要なチェックおよび対策を講じるなど、各リスクごとの管理強化に努めております。
評価・計測	事務リスクについては、内部監査の実施結果および「事務ミス等報告書」の内容確認等を行うとともに、システムリスクについては、「システムリスク定期チェック票」に基づき関連部署で全店のシステムチェックを行い、問題・課題等を把握しております。 また、チェック結果による営業店の現状を常勤会に報告しております。

オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は、「基礎的手法」を採用しております。

具体的には、以下の算式によりオペレーショナル・リスク量の算出を行っております。

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} = \text{オペレーショナル・リスク値}$$

〔※粗利益＝業務粗利益－（国債等債券売却益＋国債等債券償還益）＋（国債等債券売却損＋国債等債券償還損＋投務取引等費用（アウトソーシング費用に該当するもの））〕

●出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要に関する事項

リスクの説明	株式・出資等については、金利・株価等の市場環境の変化や、株式保有先企業・出資先企業の業績悪化・破綻等により、当組合が保有する資産の価値が低下し損失を被るリスクがあります。
管理方針・体制	当組合では、余裕資金の運用と管理についての基準を定めた「余資運用規程」を基本規程とするとともに、株式等の有価証券の運用・管理については「市場リスク管理規程」「有価証券減損処理要領」の各規程に基づき、適正に運用・管理しております。 なお、当該取引にかかる会計処理については、当組合が定めた各規程、および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従い、適正に処理しております。
評価・計測	株式については、毎月末の市場価格を基に時価・評価損益を算出しALM委員会に報告するとともに、出資先の決算書等により経営状況の確認を行っております。

●金利リスクに関する事項

リスクの説明	金利リスクとは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、預金・貸出金・有価証券など）が、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響のことをいいます。
管理方針・体制	当組合では、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響については、定期的に評価・計測を行い、常勤会に報告のうえ適切な対応をとる体制としております。
評価・計測	一定の市場金利の変動（金利ショック）を想定した場合の銀行勘定の金利リスク量や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収支への影響度などについて、ALMシステムにより定期的な計測を行い、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

金利リスク量は、以下の定義に基づき算定しております。

(1)計測手法：資産・負債とも金利更改ラダー表を使用した計算方式

(2)コア預金（注）

対象：無利息預金（当座預金、普通預金のうち決済用預金、別段預金）を除く、流動性預金全般を対象としております。

算定方法：以下の①から③のうち、最小の額を上限として算出しております。

①過去5年の最低残高（毎月末残高）、②過去5年間の最大年間流出量（当該月末残高と前年同月末残高との比較より算出）を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額

満期：2.5年を満期として計上しております。

(3)計測対象：預金・貸出金・有価証券・預け金等の金利感応資産・負債、および買入金銭債権を対象としております。ただし、無利息預金や金利更改が明確でない延滞貸出金等は計測の対象外としております。

(4)金利ショック幅：99パーセンタイル値

(5)リスク計測の頻度：四半期ごとに算出しております。

（注）コア預金：明確な金利改定期間がなく、預金者の要求によって随時払出される預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金のこと。

自己資本の充実の状況について

●自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目	平成25年度	経過措置による不算入額	平成26年度	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目（１）				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	3,248		3,392	
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,211		1,287	
うち、利益剰余金の額	2,051		2,121	
うち、外部流出予定額（△）	14		16	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	21		20	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	21		20	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	3,269		3,413	
コア資本に係る調整項目（２）				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	—	19	3	12
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	—	19	3	12
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
前払年金費用の額	—	—	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	—		3	
自己資本				
自己資本の額((イ)－(ロ)) (ハ)	3,269		3,410	
リスク・アセット等（３）				
信用リスク・アセットの額の合計額	37,270		38,793	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 843		△ 222	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	19		12	
うち、繰延税金資産	—		—	
うち、前払年金費用	—		—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 862		△ 235	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	2,530		2,482	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	39,800		41,276	
自己資本比率				
自己資本比率((ハ)／(ニ))	8.21%		8.26%	

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第22号）」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

自己資本の充実の状況について

●自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	平成25年度		平成26年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ、信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	37,270	1,492	38,797	1,551
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	38,155	1,526	39,016	1,560
(i) ソブリン向け	999	39	1,163	46
(ii) 金融機関向け	9,354	374	8,309	332
(iii) 法人等向け	10,976	439	13,524	540
(iv) 中小企業等・個人向け	6,477	259	6,636	265
(v) 抵当権付住宅ローン	1,347	53	1,264	50
(vi) 不動産取得等事業向け	4,276	171	4,167	166
(vii) 三月以上延滞等	727	29	521	20
(viii) 出資等	42	1	457	18
出資等のエクスポージャー	42	1	457	18
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(ix) 他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	1,260	50	250	10
(x) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	504	20	482	19
(xi) その他	2,145	85	2,239	89
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	19	0	16	0
④他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 862	△ 34	△ 235	△ 9
⑤CVAリスク相当額を8％で除して得た額	—	—	—	—
⑥中央清算期間関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ、オペレーショナル・リスク	2,530	101	2,482	99
ハ、単体総所要自己資本額（イ＋ロ）	39,800	1,592	41,280	1,651

- (注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセットの額×4％
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額です。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。
4. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150％になったエクスポージャーのことです。
5. 「その他」とは、(i)～(x)に区分されないエクスポージャーです。具体的には、有形固定資産、無形固定資産、繰延税金資産等がふくまれます。
6. オペレーショナル・リスクは、当組合では基礎的手法を採用しております。

＜オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法＞

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

7. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4％

自己資本の充実の状況について

●信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く。）

(1)信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高(業種別および残存期間別) (単位：百万円)

エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上 延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメントおよび その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		デリバティブ 取引			
	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度
国内	111,761	109,594	47,772	47,264	23,987	31,410	—	—	1,159	894
国外	5,884	10,822	—	—	5,884	10,822	—	—	—	—
地域別合計	117,645	120,417	47,772	47,264	29,871	42,233	—	—	1,159	894
製造業	7,193	7,864	5,374	5,061	1,819	2,803	—	—	205	77
農業・林業	78	84	78	84	—	—	—	—	—	—
漁業	5	0	5	0	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、 砂利採取業	186	174	186	174	—	—	—	—	—	—
建設業	4,764	4,962	4,461	4,860	303	101	—	—	198	187
電気・ガス等	1,154	2,016	42	77	1,111	1,939	—	—	—	—
情報通信業	39	249	37	44	2	204	—	—	—	—
運輸業、郵便業	2,438	2,391	1,016	873	1,422	1,518	—	—	22	9
卸売業、小売業	4,231	3,962	3,209	2,635	1,021	1,326	—	—	81	81
金融業、保険業	49,692	45,540	4,023	4,820	7,742	12,067	—	—	—	—
不動産業	4,733	6,642	3,928	3,911	804	2,730	—	—	251	193
物品賃貸業	182	214	182	214	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・ 技術サービス業	300	274	300	274	—	—	—	—	—	—
宿泊業	605	724	605	724	—	—	—	—	114	99
飲食業	1,077	1,080	1,077	1,080	—	—	—	—	26	12
生活関連サービス業、 娯楽業	1,310	1,441	1,310	1,441	—	—	—	—	2	2
教育、学習支援業	2	—	2	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	38	52	38	52	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	2,285	2,268	2,284	2,166	—	101	—	—	131	130
その他の産業	575	510	575	510	—	—	—	—	—	—
国・地公体	23,744	27,025	8,099	7,586	15,644	19,438	—	—	—	—
個人	10,929	10,669	10,929	10,669	—	—	—	—	126	97
その他	2,075	2,267	—	—	—	—	—	—	—	—
業種別合計	117,645	120,417	47,772	47,264	29,871	42,233	—	—	1,159	894
1年以下	29,047	16,781	9,428	7,875	4,877	2,654	—	—		
1年超 3年以下	18,796	12,070	4,384	5,244	4,352	4,322	—	—		
3年超 5年以下	23,373	34,529	8,220	8,509	2,423	6,519	—	—		
5年超 7年以下	12,042	16,880	5,186	5,213	6,856	11,667	—	—		
7年超 10年以下	12,964	14,019	4,219	3,751	8,745	10,268	—	—		
10年超	18,279	22,362	15,705	16,018	2,573	6,343	—	—		
期間の定めのないもの	1,201	1,631	627	652	42	457	—	—		
その他	1,939	2,142	—	—	—	—	—	—		
残存期間別合計	117,645	120,417	47,772	47,264	29,871	42,233	—	—		

- (注) 1. 「貸出金、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
3. 上記の業種別の「その他」は、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形・無形固定資産、繰延税金資産、買入金銭債権等が含まれております。
4. 上記の残存期間別の「期間の定めのないもの」には、流動性預け金、株式、現金、有形・無形固定資産、繰延税金資産、総合口座貸越等が含まれております。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

自己資本の充実の状況について

(2)一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	年 度	期首残高	当期増減	期末残高
一般貸倒引当金	平成25年度	27	△ 6	21
	平成26年度	21	△ 0	20
個別貸倒引当金	平成25年度	598	△ 177	420
	平成26年度	420	△ 20	400
合 計	平成25年度	626	△ 184	442
	平成26年度	442	△ 21	420

(3)業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

業種別	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	期首残高		当期増減		期末残高			
	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度
製造業	86	82	△ 4	△ 10	82	72	16	0
農業・林業	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	99	108	8	6	108	115	32	7
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	31	4	△ 26	1	4	6	8	—
卸売業、小売業	17	23	5	1	23	25	8	1
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	97	90	△ 7	0	90	90	0	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	155	7	△ 148	12	7	19	63	12
飲食業	3	8	4	△ 0	8	7	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—	—	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	19	1	△ 17	5	1	7	—	—
その他の産業	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地公体	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	86	93	7	△ 7	93	85	—	—
合計	598	420	△ 177	9	420	430	131	22

(注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

自己資本の充実の状況について

(4)リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	平成25年度		平成26年度	
	格付有	格付無	格付有	格付無
0%	401	23,273	2,703	24,656
10%	304	10,708	6,374	5,949
20%	6,700	41,743	9,121	32,964
35%	－	3,802	－	3,570
50%	6,077	747	9,504	657
75%	－	8,313	－	8,424
100%	1,551	256	1,943	14,266
150%	－	132	－	159
250%	－	－	－	112
1,250%	－	－	－	－
その他	－	－	－	－
合計	15,036	99,864	29,647	90,762

(注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限りです。
2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。

●信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポート フォリオ	信用リスク削減 手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
		平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		2,786	2,439	2,738	2,470	－	－
①ソブリン向け		58	40	166	144	－	－
②金融機関向け		－	－	－	－	－	－
③法人等向け		724	645	－	－	－	－
④中小企業等・個人向け		1,577	1,517	1,708	1,715	－	－
⑤抵当権付住宅ローン		25	23	163	149	－	－
⑥不動産取得等事業向け		63	68	595	432	－	－
⑦三月以上延滞等		－	－	88	16	－	－
⑧その他		338	144	14	10	－	－

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。
2. 上記「保証」には、告示（平成18年金融庁告示第22条）第45条（信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー）、第46条（株式会社地域経済活性化支援機構により保証されたエクスポージャー）を含みません。
3. ⑧「その他」とは①～⑦に区分されないエクスポージャーです。具体的には法人以外の「名寄せ後1億超の先」および「名寄せ後小口分散基準超の先」が含まれます。

自己資本の充実の状況について

●派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当事項はありません。

●証券化エクスポージャーに関する事項

該当事項はありません。

●出資等エクスポージャーに関する事項

(1)貸借対照表計上額および時価等

(単位：百万円)

	平成25年度		平成26年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	—	—	—	—
非上場株式等	440	—	441	—
合計	440	—	441	—

(注) 投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー（いわゆるファンド）のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株式等を含めて記載しております。

(2)出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	平成25年度	平成26年度
売却益	110	110
売却損	12	—
償却	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

(3)貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	平成25年度	平成26年度
評価損益	—	—

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

(4)貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

該当事項はありません。

(注) 「貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式および関連会社の評価損益です。

●金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

	平成25年度	平成26年度
金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	496	692

(注) 金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、預金等）が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当組合では、金利ショックはパーセントイル値を用いて金利リスクを算出しております。

キャッシュカードを安全にご利用いただくために

偽造・盗難キャッシュカードによる被害に遭わないための注意点



◎第三者に暗証番号を知らせたり、キャッシュカードを渡したりしないでください。

◎信用組合の職員や警察官等がATMコーナーや電話等で暗証番号を聞くことはありません。ご不審な場合は、お取引店へご照会ください。

◎暗証番号をキャッシュカードに記載しないでください。また、容易に認知できるような形で暗証番号を記載したメモや暗証番号が類推される書類等を、キャッシュカードと一緒に携行・保管しないでください。



◎暗証番号をロッカー、貴重品ボックス等の金融機関の取引以外で使用しないでください。

◎キャッシュカードを自動車内等の他人の目につきやすい場所に放置しないでください。

◎キャッシュカードも通帳や印鑑と同様に、大切なものですので、厳重な管理をお願いします。また、長時間お手元からお離しにならないようにしてください。



◎ATMをご利用の際は、のぞき見されないようにしてください。

◎ATMのご利用明細書をむやみに捨てないでください。



◎通帳の記帳をできるだけ頻繁に行い、不審な取引の有無をご確認ください。

◎他の金融機関のキャッシュカードで偽造・盗難の被害に遭われた際には、当組合のキャッシュカードについても被害の有無をご確認ください。なお、当組合のキャッシュカードに被害がない場合でも暗証番号を変更されることをお勧めします。

◎キャッシュカードとカードローンカードの暗証番号は異なるものを使用することをお勧めします。

◎キャッシュカードの盗難等に気付いた際は、すみやかに当組合本支店にご連絡ください。

詳しくは、
店頭窓口のパンフレットを
ご覧ください。



法定開示項目記載頁一覧

ごあいさつ	2		
【概況・組織】		【資金調達】	
経営理念	3	* 預金項目別平均残高	32
* 事業の組織（組織図）	20	* 定期預金の金利区分別残高	32
* 役員の状況（理事及び監事の氏名及び役職名）	20	預金者別預金残高	32
* 会計監査人の名称	20	財形貯蓄残高	32
* 店舗一覧（事務所の名称・所在地）	21	職員 1 人当たりおよび 1 店舗当りの預金残高	32
自動機器設置状況（キャッシュコーナー）	21	【資金運用】	
営業地域一覧	22	* 貸出金科目別平均残高	32
出資金および組合員数	20	* 貸出金金利区分別残高	32
【事業の内容】		* 貸出金使途別残高	32
* 営業のご案内	23～25	* 貸出金業種別残高および構成比	32
お客さまに対する重要なお知らせ	43	職員 1 人当たりおよび 1 店舗当り貸出金残高	32
【経営内容】		消費者ローン・住宅ローン残高	32
* 平成26年度事業概要	3	* 貸出金担保の種類別残高	32
* 経常収益	4	* リスク管理債権の状況	33
業務純益	4	* 金融再生法に基づく開示債権の状況	33
* 経常利益（損失）	4	* 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高	40
* 当期純利益（損失）	4	および期中の増減額	33
* 預金積金残高	4	* 貸出金償却額	34
* 貸出金残高	4	代理貸付残高の内訳	34
* 有価証券残高	4	* 債務保証見返担保別残高	34
* 総資産額	4	* 有価証券種類別平均残高	34
* 純資産額	4	* 有価証券種類別・残存期間別残高	34
* 自己資本比率	4	* 商品有価証券種類別平均残高	34
* 出資総額、出資総口数	4	【経営管理態勢】	
* 出資配当金	4	* 法令等遵守について	13
出資金に対する配当率	4	顧客保護等について	13
* 職員数	4	適切な勧誘・募集について	13～14
* 貸借対照表	27	個人情報保護について	14
* 損益計算書	29	* 苦情処理措置・紛争解決措置の内容	15～16
* 剰余金処分計算書	29	* リスク管理について	16
* 業務粗利益および業務粗利益率	31	【その他の業務】	
* 資金運用収支、役務取引等収支および その他業務収支	31	内国為替取扱実績	34
* 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、 利息、利回り及び資金利鞘	31	外国為替取扱高	34
* 自己資本の充実の状況について（自己資本比率明細）	38	国債窓販実績	34
* 自己資本比率規制に関する事項	35～42	手数料一覧	25
* 受取利息および支払利息の増減	31	【その他】	
経費の内訳	31	当組合のあゆみ	22
* 総資産経常利益率	31	総代会制度について	17～18
* 総資産当期純利益率	31	報酬体系について	18～19
* 預貸率（期末・期中平均）	31	【地域貢献に関する事項】	
* 預証率（期末・期中平均）	31	地域貢献	6～7
* 有価証券の時価等情報	34	地域密着型金融の取組み状況	6～7
* 金銭信託、デリバティブ等商品	34	* 中小企業の経営の改善及び 地域の活性化のための取組状況	8
* 法定監査の状況	30		
代表理事による財務諸表の適正性および 内部監査の有効性の確認	30		

* 印は、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」および「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」で規定されております法定開示項目です。



けんしんのマークは富山県を基本形に青海波を図案化し、地域、社会、組合員、けんしんが一体となって拡大発展することへの願いをこめております。